

中に溺死した者の数は幾何といふことを知らず、殊に江南軍は船の損傷甚しく、范文虎は僅に死を免れて元に歸り、殘兵は鷹島に打ち上げられて、遁げ還るに由なき者數千人あつたのを、我が將士は島に押し渡つて之を殺傷し、殘る千餘人を捕虜とした。

弘安戰役以後の兩國

元の暴舉は此の如くにして兩度ながら失敗に終つたけれども、彼は尙之が爲に素心を翻へすに至らず、或は洪茶丘をして船艦を監造せしめ、或は高麗に命じて戰船を修造せしめ、弘安六年には再び我を犯さんとし、淮西宣慰使が其中止を乞うた事もあり、其後も或は水手を募り、弘安七年或は高麗女眞をして戰艦を用意せしめ、同八年或は使者を高麗に遣はして軍糧を督せしめ、正二年數年の後までも屢高麗に課して、出師の準備を整へしめ、又日本侵略計畫の事務を處理すべき征日本行省や、征東行省の如き官司の易置も屢ありて、世祖一代の間は日本を征せんとの念を斷たなかつた、然るに永仁二年に世祖が死んで、其孫の鈺木耳宗成が立つてからは、始めて日本の侵略を絶念したらしい。さて我が幕府に於ても、弘安の大勝以來、前後數十年の久しきに亘り

彼の設けた征日本行省

日本の警備

て、いつも邊陲の警備を忽にする事はなかつた。或は九州の御家人等に命じて鎌倉に參向する事なからしめ、或は軍務の事は一に守護の命令を奉せよと、鎮西の將士に令し、且つ花園天皇の正和の頃までは、絶えず鎮西の將士をして石壘の修築を勤行せしめて居た。

兩國の貿易及び倭寇

さて又元は我が國を手に屬けて外蕃たらしめようとする目的から、彼と我とが交戰國の状態にあつた間でも、我が國民と平和な貿易を行ふ事は之を拒まず、建治三年に我が商人が黄金を齎して銅錢に易へんとする者あれば之を許し、翌弘安元年には、今の内事滄東宣慰使を揚州に遣き、沿海の官司に詔諭して我が國人の市船を通せしめ、その翌年には我が商船四艘が慶元今の内事に至りて交易を許された事もあつた。さりながら此大敵の襲來は、昔の刀伊の入寇や、其他二三の邊寇に比しては大なる相違であつたから、之が爲に我が國民は著しく國民的精神を發揚せしめ、その敵愾心を奮起せしむべき大なる刺戟となつた。されば我が邊民の海外に渡航して貿易を營む者も、單に平和手段で得らるべき利益を以て満足すること能はず、屢彼の邊境を犯した

國民的精神の發揚

倭寇と元の警備

から、弘安三年には、高麗は自國の將帥に命じて慶尙全羅の二道を分守せしめた事もあり、五年には倭人が邊海の郡邑に寇して、居室を焼き子女を掠むるからとて、元兵を乞うて邊戍に充てた事等もあつた。正應五年には、我が商船が四明に至つて互市を求めた時、その舟中には武器が具はつてゐたので元の政府は異圖があるであらうと恐れて、海道の守備を命じた。後二條天皇の嘉元元年には、千戸所を定海浙江省の海岸に置いて、年々渡航する倭船を防がしめ、徳治元年には倭商の慶元に抵つて貿易する者が、金の鎧甲を携帶してゐたから、官司に命じて之に備へしめた事もあつたが、實際慶元の一城を焚いたり又は所々の焚掠を逞くして、元兵が之に敵することの出来なんだ事もあつた。これが彼の所謂倭寇であつて、此後も彼等が朝鮮支那の沿海を侵擾することは、彌益甚しきを加へた。

第三十二章 兩統迭立

北條氏の皇位相續干渉

承久の討幕計畫が京方の失敗に終つてから、其自然の結果として、幕府の

四條天皇

朝廷を抑壓し奉ることが、頓に著しくなつた上に、院政も一時中絶したので皇位の繼承にも直接關東から干渉するやうになつた。四條天皇が御年僅に二歳にして後堀河天皇の禪を受け、未だ皇子もなくて仁治三年に崩せらるるや、年時に御此時皇嗣の候補者としては、順徳上皇の皇子忠成と、土御門上皇の皇子邦仁との御二方がおはしました。然るに北條泰時は、順徳上皇は承久の亂に御關係といふを以て、其皇子を立てることを欲しないで、秋田城介義景を京都に遣つて、土御門上皇の皇子を立てしめた。即ち後嵯峨天皇である。是は全く北條氏が專斷を以て策立した所であつて、隨つて北條氏に對する關係上、皇位に登り給へる天皇は、總て叡慮のまゝにも遊ばされ難く、朝廷の大事は皆鎌倉へ御相談の上にて決せられたから、後嵯峨天皇が在位五年にして位を後深草天皇に譲られて後、後深草龜山の兩御代を通じて前後二十七年間の院政も、かの後鳥羽上皇の自由であらせられた院政のやうには行かなかつたのである。茲に又北條氏をして皇室に對する干渉を行ふに都合好からしめた事は、後嵯峨上皇の皇位に關する遺詔に基づいて起つた皇室

後嵯峨天皇

後深草天皇

龜山天皇

後嵯峨天皇の遺詔

の皇位争である。

後深草龜山の兩天皇は、共に後嵯峨天皇の皇子で、共の女に西園寺實氏父天皇遜位の後、兄弟相繼いで位に即かせられたが、後嵯峨上皇は弟なる龜山天皇を愛せられ、天皇に后腹の皇子の生れ給へる後、後深草に御子あるを舍きて龜山の皇子を太子に立て、其後崩御の際には、文永九年二月特に御遺詔ありて、龜山天皇の御子孫には世々皇位を嗣がしめ、其代り後深草天皇には仙洞御領なる長講堂領及び播磨の國衙尾張の熱田の社領等を授け、之を其御子孫の封邑に充て、永く皇位の望を斷たしめらるゝとの御處分をなされた。龜山院御凶事記に載せたる御處分狀に、太王不讓泰伯、而意在季歷、泰伯三讓季歷、意在太王、思之思之とあるは即ちこの事であつて、太王泰伯季歷は、夫々後嵯峨後深草龜山を指されたのである。然るに後嵯峨上皇崩御の後、いつしか院方後深草内方龜山と、人の心々も引き別るゝやうに、うちつけ事思ひかけも出で来けり、御ひとり後嵯峨おはしまさぬ跡は、いみじきものにぞありける鏡文といふ有様となつて、故院が皇統を龜山帝の一流に歸せしめんと望み給

後嵯峨崩後朝臣の分争

後宇多天皇

へる御遺詔も、到底長く守られようとは見えなかつた。しかも龜山天皇は程なく文永十年東宮後宇多天皇に御讓位ありて、院政を聞しめす事御在位中に變はらぬので、院政の望みを失うた後深草上皇の御歎きは甚しく、關東にても之に關する評定起りて、時の執權北條時宗は、故院の御遺詔はあるものゝ、本院は御兄にもあり、且つさせる御失徳のあるでもなし、必ずしも斯く定むべきにあらずといふので、新院龜山にも奏して、本院の王子仁親王を御年僅に八歳なる後宇多天皇の儲君として、他日後深草上皇が院政を聞しめすべき素地を設けた。是に於て後嵯峨上皇の御遺詔は、その崩御の後數年ならずして早くも反古となつた。

後深草の統志を得
伏見天皇

斯くて弘安十年に至り、關東から後深草上皇の爲に、後宇多天皇に遜位を勸め奉つたので、天皇は心ならずも御位を東宮仁親王伏見天皇に傳へられ、随つて龜山上皇は院政から退かれ、後深草上皇が代つて院政せらるゝ事となつた。中一年を隔て、正應二年には、伏見天皇の皇子胤仁親王が立太子の事さへあつたから、後深草上皇は二代引續いて院政せらるべき時を得給うた

兩統分争の顯著

淺原爲頼の變原爲頼の

が、之に反して龜山上皇は失意の境に立たせ給うたので、兩統の分争は漸く顯著となつたが、此に又龜山上皇に御不利なる事は、正應三年三月に、淺原爲頼といふ武士が禁中に亂入して、天皇の夜の御殿を伺ひ奉つたが、事成らずして殿中に自殺せる事變が起つた。この嫌疑は龜山上皇の御身に及び、權大納言西園寺公衡天皇の中宮の兄は後深草上皇に奏して、此事は龜山上皇が御承知の上の事であらう、院は故院の御處分に違背して、關東から斯く今上天皇をお立て申したのを不快に思うての事であるから、實に容易ならぬ事であるとして、龜山院を六波羅にお遷し申さうと申請した。上皇は御聽許はなかつたけれども、しかし上皇に對しての嫌疑は依然として晴れないので、上皇は御自身の知し召さぬ事といふ趣の誓書を關東時の執權は北條貞時に遣はされて、始めて事は落著した、此事の起らぬ前から上皇は御落飾であつたが、此後は一層寂しげに世を送らせ給ふ事となり、皇位に對する關東の干涉の爲に、後深草龜山の兩統は全く其位置を轉するに至つた。

兩統の迭立
後伏見天皇

伏見天皇は永仁六年に御讓位あり、東宮胤仁親王が位に即きて後伏見天

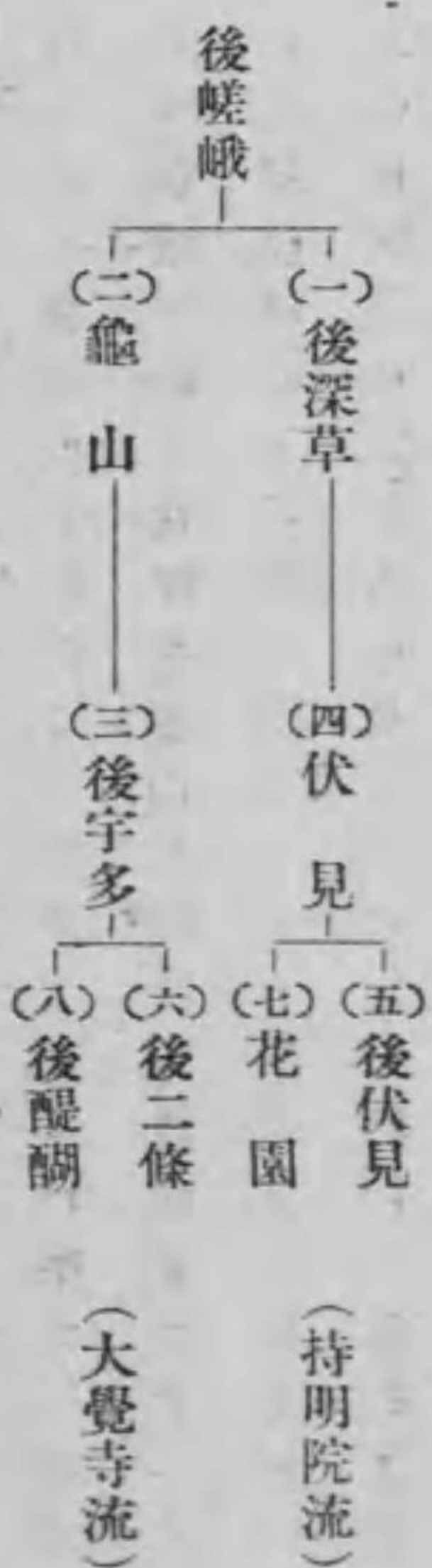
後二條天皇

花園天皇

皇と申し、その東宮には後宇多院の皇子なる邦治親王が立たせられた。初め後深草院の統は二代相續いで皇位に登られたので、後宇多上皇は之を悦び給はず、左中辨藤原定房を鎌倉に遣はして、先帝の詔に違ふ事を責めしめた。斯くの如く兩統の御争について、幕府は其一方の爲に計れば、他の一方から責められる、幕府の之に對する處置としては唯一つあるのみであつたから、そこで執權貞時は後深草龜山の兩統の流派を交互に立てる事を計らつた。伏見上皇は持明院に住み給ひしより、後深草の統を持明院の流といひ、後宇多上皇は嵯峨の大覺寺に居られたから、龜山の統を大覺寺の流といふのである。是に至つて後伏見天皇は在位僅に三年にして、正安三年に大覺寺統なる東宮邦治親王後二條天皇に御讓位あり、其東宮には伏見院の第二の皇子後花園天皇が立たれ、院政は後宇多院が視させられた。後二條天皇は在位七年の後延慶元年に崩じたので、持明院統より花園天皇が即位し、其東宮には大覺寺統から關東に申し遣はして、後宇多院の第二皇子尊治親王を立てられた。花園天皇は在位十二年にして、文保二年二月に御讓位あり、東宮尊治親王が即位

後醍醐天皇

せられた、即ち後醍醐天皇である。而して天皇の御即位に續いて新たに立たれた東宮は、後二條院の一の宮邦良親王であつたので、大覺寺統に於ては二代相續いて立坊の事となり、之が爲に持明院統に於ては後伏見の皇子量仁親王殿に光を後醍醐天皇の儲貳たらしめんとする希望が達せられず、其後この立坊の事に關して紛議があつた。後嵯峨天皇以來の、兩統繼承の順序は左の如くである。



皇統の分争と北條幕府

此の如く後深草龜山の兩天皇が兄弟相繼いで皇位に登らせられた時、特に其一系にのみ天位を傳へしめんとせられた父皇の御遺詔は、却て皇位に對する紛争の禍因となつた。而して兩統が分争せんとするについて、後深草の統は殊に幕府の勢力を藉りてその望を達せんとせられ、幕府も亦これを

北條氏の將軍廢立

將軍賴嗣

攝家將軍二代

利用して皇位干涉の手を伸ばしたので、遂に兩統の迭立となつた。從來も皇位の争は時々起つたが、概ね一時的のものであつたが、これは數代繼續した皇位繼承の争である。而して幕府は絶えず干涉はするものゝ、兩皇統の何れかを最負するのではないから、この皇統の争ひは單り宮廷内部の争ひたるに過ぎなかつた。然るにこの争ひをして宮廷内部に止まらしめず、國家全體に互れる大争亂たるに至らしめたのは、後醍醐天皇の治世に際して起つた所の北條幕府の瓦解である。

北條義時が賴經を九條家から迎へて、名のみ將軍とした事は既に述べたが、時頼が執權中、北條朝時の子なる光時が、時頼と權を争ひて之を除かうと謀つた時、賴經も此謀に預つたといふので、京都に追ひ返へされた。次の將軍賴嗣は賴經の子であつたが、三浦泰村の弟光村は、賴經幼少の時より之に昵近して居たので、賴經の京都に追ひ返へされたのを憤慨し、密に賴經を迎立せんと企て、事遂に泄れて、泰村兄弟及び其一族が北條氏に滅ぼされた事がある。寶治此後、賴經は再び關東の將士に通じて、北條氏を滅ぼす企をし

宮將軍四代

たから、頼朝も亦京に追はれる事となつた。以上二代は攝家將軍であつたが、北條氏は是に至つて宮將軍を迎ふる事とした。宮將軍の第一は、後嵯峨天皇の皇子なる宗尊親王であつて、十一歳で將軍に迎へられたが、程へて親王に昵近せる僧良基等が、北條氏を謀つた事から疑がかゝつて廢黜せられ、次に立たれた惟康親王宗尊親王の御子も、亦北條氏顛覆の謀に與つたとの嫌疑を以て追はれた。第三には後深草天皇の皇子久明親王が、御年十四歳で京都から迎へられて將軍となられたが、嘉元三年に時頼の孫宗方が義時の孫時村を殺したの、親王の命に出でたとの嫌疑を以て廢せられた。第四に立たれた守邦親王久明親王の御子は北條氏滅亡の際までの將軍であつた。

五攝家の分立

近世まで五攝家といつて、攝政關白の職に任ずる藤原氏に、五家の流派を生ずるに至つたのは、北條氏の時代であつた。初め藤原忠通に基實、基房、兼實の三子があつて、基實、基房は相繼いで攝政關白となつたが、其次には基實の子基通が此職に任じ、三人の兄弟の中兼實一人は取り殘されて居たのを、頼朝が引き立て、攝政とした事は既に述べた所である。斯くて攝關

家は分れて二つとなり、基通の家を近衛家といひ、兼實の家を九條家といつた。然るに九條家は其後又分れて三家となつた。即ち兼實の孫道家良經の子に三子があつて、長子教實は九條家を相續し、二子良實は二條家の祖となり、三子實經は一條家の祖となつた。此に於て攝關家は分れて四家となつたが、北條時頼は更に近衛家をも分たんとし、基通の孫なる近衛兼經家實の子の弟兼平をして別に一家を立て、鷹司家と稱せしめた。かくして執柄の家は近衛、九條、二條、一、鷹司の五家に分れ、交互に攝關に任ずる事となつた。其系圖を示せば左の如くである。



第三十三章 北條氏の滅亡

北條幕府の衰

幕府が自家の安全を謀る必要から、事につけ折に觸れて武人の駕取に心を用いた事は、其創立の當初からであるが、殊に承久の變亂以後、地位の危険を一層深く自覺してからは、益制取の程度を強くするに至つた。併し此の如き籠絡手段のみで其地位の安全を期待し得べきものでない。幕府が守護や地頭の武人團體から組織せられて居る封建社會の統率者である以上は、是等武人の社會に對して満足をも與へると共に、之を進退し得べき威力をも備へて居る事が、其存立についての最も重要な條件である。然るに北條氏の中世以後に於ける幕府は、漸く此最後の條件に適合しないものとなつて來た。蓋し文永弘安の元の襲來に對する國民の防禦は、其財力を費した事が著しく、戦後に於ける邊要の警備も數十年の久しきに亙つて繼續せられたのであるから、其經濟界に及ぼしたる影響は非常なものであつたに相違ない。而して幕府が其御家人及び御家人にあらざる武士をも督促して、一意外

元寇の影響

内部の不統一

敵の防禦に當らしめたものは幕府であるから、其戦功のあつた者には一々これに恩賞を與へなければならぬ。茲に又朝廷が中心となつて、戦前戦後を通じて、敵國調伏の祈禱を諸國全般の神社佛寺に行はしめた事も亦非常なものであつた。而して彼の颶風の發生によつて敵艦の破摧せられたことは、即ち神佛の加護の然らしめた所であるといふので、この祈禱を行うた社寺に對しても、或は土地田畠を寄進し、或は社殿堂宇の造營を行はなければならなかつた。これが爲に實際戦功のあつた武人も十分なる恩賞沙汰に預かる事もできず、邊要の警備は依然として繼續してゐるといふ有様であるから、一意國家の爲に力を邊防に用いた北條氏も、武人社會からは謳歌せられないのみならず、自然に人心を失はしむる結果を來したらしい。

加之幕府の内部に於ては、既に時宗の頃よりして權力の争が相繼ぎ、自然幕府の統一に缺陷が生じて來て、漸く北條氏を衰運に導いた事をも認めねばならぬ。即ち弘安の頃には、秋田泰盛が執權時宗の妻の父にて權を專にして居たが、弘安七年に時宗が死んで其子貞時が十四歳で執權となつたから、

泰盛は又外祖として彌羽翼を張つたので、内管領長崎頼綱が、泰盛には吾が子を將軍にしたい野心がある」と貞時に訴へたので、泰盛父子は誅せられて、弘安頼綱の獨舞臺となつた。さうなると頼綱は又もや吾が子を將軍たらしめんと謀つて、父子共に誅せられた。永仁かくて貞時は正安三年に出家したが、此時實子高時の未だ生れない時だから、貞時の従弟師時が代つて執權となつた所、同じく貞時の従弟なる宗方は、師時に越えられたのを無念に思ひつゝ、幕政を專にして居たが、先づ時の連署なる時村を除かんとし、將軍の命と稱して之を殺したので、宗方及びその黨與は貞時の爲に誅せられた。嘉元高時以前に於ける幕府の内情は既に此の如くであつたから、暗愚なる高時が執權たるに及んで、權臣の事を恣にする事が益甚しくなつたのも、決して怪しむには足らない。

高時の暗愚と長崎高資の悪政

正和五年に高時が執權となつた時は、なほ十四歳の少年であつたから、内管領長崎圓喜エシキと高時の妻の父秋田時顯とが幕府の政を後見して居た。然るに圓喜が退隱して職を子の高資に譲つた後は、高資は高時の暗愚に乗じて

陸奥の亂

心に任せて事を專にし、幕府の政道は正體なくなつたから、東國の武人から深く疎まるゝやうになつた。而して遂に幕府の無能を天下に暴露するに至つたのは、長崎高資の悪政に基づいて起つた。陸奥の反亂であつた。元亨年中に陸奥の豪族に安東季久といふがあつて、これは義時の時に蝦夷の管領に補せられた安東五郎の後裔である。其季久が同族なる季長との間に訴訟の事があつたのを、高資は雙方から賄賂を取つて理非の裁決を明かにせなんだ爲に、雙方が各夷人を驅り催して鬭亂に及び、幕府は之に對して度々打手を下したけれども、軍敗れて功を奏せず、幕府の價値は全く下落して了つたのであつた。

後醍醐天皇の親政

斯く鎌倉幕府が漸く武人社會の人望を失ひ、孤立の状態が顯著になつた時に當り、朝廷に於ては後醍醐天皇の即位と共に著しく朝政の活動を見るに至つた。文保二年高時執權御年三十に滿たせ給へる後醍醐天皇が、持明院統なる花園天皇の讓を受けて御即位あり、之に後宇多法皇が政を院中に聽かせらるゝや、院政に參與すべき公卿十二人を定められたが、中にも洞院實

院政の活動

泰花山院師信吉田定房萬里小路宣房の如きは、當時の公卿中に傑出せる俊才であつた。而して是等の公卿は院廳の評定ある毎に、朝政の刷新に就いて議する所あり、之れに關して建白せしことも前後甚だ多く、後宇多法皇の院政は頗る活氣を帯びたるものであつたが、法皇は遂にこの變態なる院政の廢止をも斷行して、政事を天皇に還される事となつた。元亨是に於て後醍醐天皇は親政せられ、記録所を開設して親ら訴訟を聽斷せられた。當時朝廷にて行はるゝ政務の主要なるものは、公卿若くは大寺大社の所領に關する訴訟事務であつて、從來は院の文殿にて執り行うて居られたが、今や天皇の御親政と共に是等政務が記録所に移されて、天皇が之を親裁せらるゝ事となつたのである。かくて政務參與の公卿にも法皇の院政の時とは多少の變動あり、日野俊基、日野資朝の如きが重用せられた。天皇は深く意を政治に留めさせられたから、持明院統なる花園上皇も、天皇の親政を歎賞して、近日政道歸淳素、君已爲聖王、臣又多入獻と仰せられた。

北條幕府の衰弱が著しく外面に表はれて來た時に、朝廷が此の如く活氣

天皇親政の
好評

正中の變

を帯びて來たといふことは、これやがて承久の古事が繰り返される事を意味するものである。後宇多法皇が朝政を後醍醐天皇に譲り給はんとする前に、法皇は先づ吉田定房を鎌倉に遣はして、其旨を幕府に豫告せられた。増鏡の著者がこの事に就いて、大方はいとあさまじうなりはてたる世にこそあめれ、かばかりの事は父御門の御心にいとやすく任せぬべきものをと、めざまし、されど昨日今日に始まりたる事にもあらず、承久より此方は、かくのみ成りもて來にければなめりと陳べた。著者自身の感慨は、亦實際法皇天皇の痛切に感せられた所であらう。されば承久以後に於ける公武の關係は、朝廷をして再び政權回復の御志を振はしめざるを得ず、北條討伐の計畫は英邁なる後醍醐天皇によつて再現せざるを得ないのである。かくて元亨三年に、日野資朝は山伏の眞似をして東國に下向し、日野俊基は湯治に託して紀伊に下り、以て密旨を所在の豪族に傳へ、美濃の武士なる土岐頼貞多治見國長が朝命を奉じて京都に居たなどの事があつて、北條氏討伐の計畫は隱密の間に行はれたが、是等武士の在京してゐる事は、遂に六波羅の探知する所

となり、正中元年九月頼貞國長は誅せられ、資朝俊基は鎌倉に護送せられた。是に於て天皇は萬里小路宣房を勅使として鎌倉に遣はされ、誓書を高時に賜はり、今回の事は叡慮に出でたものではないといふ趣を辯明せられたので、資朝が佐渡に流された丈で事済みとなつた。後基は鎌倉にて、問の結果釋された。是を正中の變といふのである。

元弘の變

正中の御企は此の如く一旦は朝廷の失敗に歸したけれども、後醍醐天皇はこの後もなほ討幕の御計畫を秘密の中に續行せられ、或は僧圓觀・文觀等を宮中に召して關東調伏の祈禱を修せしめ、或は南都北嶺に行幸ありて、奈良の大衆や山法師の力を藉るべき素地を作られた。天皇の皇子なる尊雲・尊澄の兩法親王が相踵で天台座主に補せられたのも、益僧徒の心を集むるに都合よく、尊雲法親王(護良)は座主をやめられて後、只管僧兵の勢力に依頼して事を成さんとせられたが、不幸にしてこの計畫は再び關東の知る所となり、元弘元年五月、俊基及び圓觀・文觀等は、幕府の使者に捕へられて鎌倉に送られた。最早此に至ては我より進んで事を初めんと、天皇は忍びくゝに御用

天皇笠置に入御

楠木正成の勤王

意あり、先づ六波羅を攻むるまぎれに叡山に行幸せんと定められたので、かの兩法親王尊澄は衆徒を引き具し待ち構へて居たが、此度も六波羅に偵知せられて、六波羅の兵は内裏を襲はんとしたから、八月廿四日遽かに宮中を出て、南都に行幸あり、尋で山城なる和束の鷲峰山トリスノミネに行幸せられたが、此處も思はしからずして、終に笠置の山寺に入らせられた。是より先き天皇は、かねて行幸を待ち構へたる山門の衆徒の失望せん事を恐れ、花山院師賢を天皇に擬して叡山に遣はされたので、六波羅の武士は叡山に押し寄せ、衆徒と戦を交へたが、やがて天皇の笠置に落ちられた事が知れ渡り、山の衆徒も漸く心變りしたから、尊雲・尊澄の兩法親王も此處を逃れて笠置に入つた。

笠置に於ては大和・河内・伊賀・伊勢等の兵士も集り來り、中にも事の初めから頼みおぼされたる河内の楠木正成は、若し笠置にして危からんには、己の館に行幸を仰がんとする用意をも整へて居た所、幕府が西上せしめた大佛貞直・金澤貞冬・足利高氏等の率ゐる大軍は、笠置を犯して之を陥れ、九轉じて楠木城赤坂を攻めて之を抜いた。十笠置の陥るや、是より先き大塔宮は、笠置を

光嚴院

出で、楠木城に座したから、天皇も亦其處へと志して落ちられたけれども、途中で賊兵に見付けられて六波羅に入御せられた。月而して北條氏は是より先き既に東宮量仁親王（正中の變の後、東宮邦良親王が薨去になつた時、嘉暦元年北條氏は天皇の御意志に反して、後伏見院の皇子量仁親王を東宮に立てた。）を立て、新主院（光嚴）となし、遂に翌元弘二年三月後醍醐天皇を隠岐に、尊良親王を土佐に、尊澄法親王を讃岐に遷し奉つた。即ち承久の例にならひ義時の故智を襲うたものである。然りと雖も元弘の御企は、承久の當時と同一手段で鎮壓せらるべきものではなく、承久の北條氏も元弘のそれとは大なる相異であつた。

北條氏と武人

嘉暦元年に高時は病に依つて出家したが、幕府の亂雜は彌甚しい。高時の出家によつて、之に代つて執權たるべき者は、其弟泰家であつたのを、長崎高資は專斷を以て金澤貞顯（顯子）を執權たらしめた。随つて泰家母子の憤り深く、貞顯を誅せんとするの企があつたので、貞顯は評定の出仕一兩度にして出家し、赤橋守時が執權となつた。これも亦高資が私の取計ひであつた。元徳二年には、さすがに暗昏なる高時も、多少目が醒めてか長崎高頼をして高資

陸奥の叛亂

を討たしめんと謀つたが、事露顯に及んで高頼は却て奥州に流された。北條氏の内訌は此の如くなる上に、かの元亨の頃から陸奥の騷亂も容易に鎮定しない。正中二年に幕府は安藤季長の蝦夷代官を停めて季久に與へたが、之が爲めに彌亂れたので、幕府から差し向けた打手は、季長を捕へて鎌倉に歸つた。然るに季長の餘黨は尙も叛亂をついたから、嘉暦二年に幕府は大軍を送つて之を征伐したけれども、それも容易くは叛徒を戡定すること能はず。翌年其城郭を毀つて始めて之を降すことを得た。斯の如く内には部内の統一を缺き、外には威力を失つた北條氏は、たとひ高時が犬くひ田樂に耽溺せずとも、封建的武人の主宰者として幾何の價値もない。天下の武人が之に賞罰與奪の權を委任し、其權力の下に服従して、所領の安堵を冀ひ得べき資格のある者ではないから、北條氏と武人社會との連鎖は極めて微弱になつたのである。此時に當つて再び公武の一大衝突が起つたとしたならば、是等の武人が北條氏の擁護者となるであらうか、將た朝廷の擁護者となるであらうかは、固より明白な問題である。

北條氏の滅亡

さて北條氏は天皇を隠岐に遷し奉れる後、與謀の公卿の處分をも行ひ、北畠具行、日野資朝、同俊基、烏丸成輔をば斬に處し、花山院師賢、僧圓觀、文觀等をば流罪に處した。斯くて今度の變亂は、大體に於て終局を告げた様に見えたが、そはたゞ外形だけの事である。さきに楠木城の陥ちた時、大塔宮は逐電し、正成も亦遁れたが、此後切りに再舉を計畫し給へる宮が、兵を吉野に舉げ、正成も亦河内、大和の堺なる金剛山に據守するに及びては、宮の令旨を奉じて、勤王の兵を擧ぐる者が諸方に起つた。赤松則村は播磨に旗揚して、大山寺の衆徒が之に應じ、伊豫には土居得能の諸氏が宮方となつて兵を擧げた。關東よりは、大軍再び西上して吉野及び金剛山に迫り、吉野が先づ陥落したので、東軍は正成の據守せる千早城に集つて總攻撃となつたが、正成は防戦に力を盡して能く孤城を支へて居た。此間に隠岐にまします天皇は、屢大塔宮から遣はされた御消息によつて、内地の狀況の有望な事を知し召されたから、元弘二年閏三月、潛に隱岐を出で、伯耆國稻津浦八橋郡に著御あり、附近の豪族を召されたので、名和長年は聖旨を奉じて天皇を船上山なる山寺に入れ

大塔宮の令旨と勤王軍

六波羅の滅亡

奉つた。而して此行在所に於て朝敵を追討すべき宣旨を諸國に遣はされたから、赤松則村は勅命を受けて播磨から京都に攻め上り、菊池武時は錦旗を肥後に翻へして、博多なる探題府を襲うた。但し武時は探題北條英時の兵に破られて、父子一族多く戦死したが、則村は京都に攻め入つて之を動搖せしめたから、後伏見花園の兩院及び光嚴天皇は、六波羅に行幸せらるゝ事となつた。この時關東から西上した足利高氏も、伯耆よりの勅命を蒙りて、その領所なる丹波の篠村に兵を擧げ、且つ諸國に勅命を傳へて合力を促し、乃ち戈を逆にして、伯耆より差し向けられたる千種忠顯の軍、及び赤松則村等の軍と共に六波羅を攻めた。遂に五月七日の戦に六波羅の軍利を失ひ、南方の北條時益は流矢に中りて死し、北方の北條仲時は、光嚴院及び兩院後伏見、花園を奉じて近江に遁れた所、同國番場の宿の山中にて、近江美濃等の土兵が蜂起して、道を塞いで攻め戦ふに遇ひ、仲時以下多く自殺した。かく六波羅の滅亡する時を同うして、關東に於ては、新田義貞が義旗を上野に揚げ、武藏に攻め入りて關戸河原、分倍河原等の諸戦に、鎌倉の討手の大將なる北條泰家の軍

鎌倉の陥落

足利高氏の願文

を破つて鎌倉に逼り、激戦數日五月十八日よりにして之を陥れたから、五月二十二日に高時以下の一族は葛西谷なる東勝寺に入りて自殺し、頼朝の薨後前後百三十餘年間幕府の實權を握つて居た北條氏は此に滅亡した。

此時高氏が篠村の八幡宮に進めた願文は、高氏の歸順の動機を伺ひ得べきを以て、参考の爲に茲に其全文を掲げておく。

敬白 立願事

右八幡大菩薩者、王城之鎮護、我家之廟神也。而高氏爲神之苗裔、爲氏之家督、於弓馬之道、誰人不優異哉。依之代々滅朝敵、世々誅凶徒、于時元弘之明君、爲崇神、爲興法、爲利民、爲救世、被成綸旨之間、隨勅命、所舉義兵也。然間占丹州之篠村宿、立白旗於楊木本、爰於彼木之本、有一之社、尋之村民、所謂大菩薩之社壇也。義兵成就之先兆、武將頓速之靈瑞也。感涙暗催、仰信有憑、此願忽成、我家再榮者、令莊嚴社壇、可寄進田地也。乃立願如件。

元弘三年四月廿九日

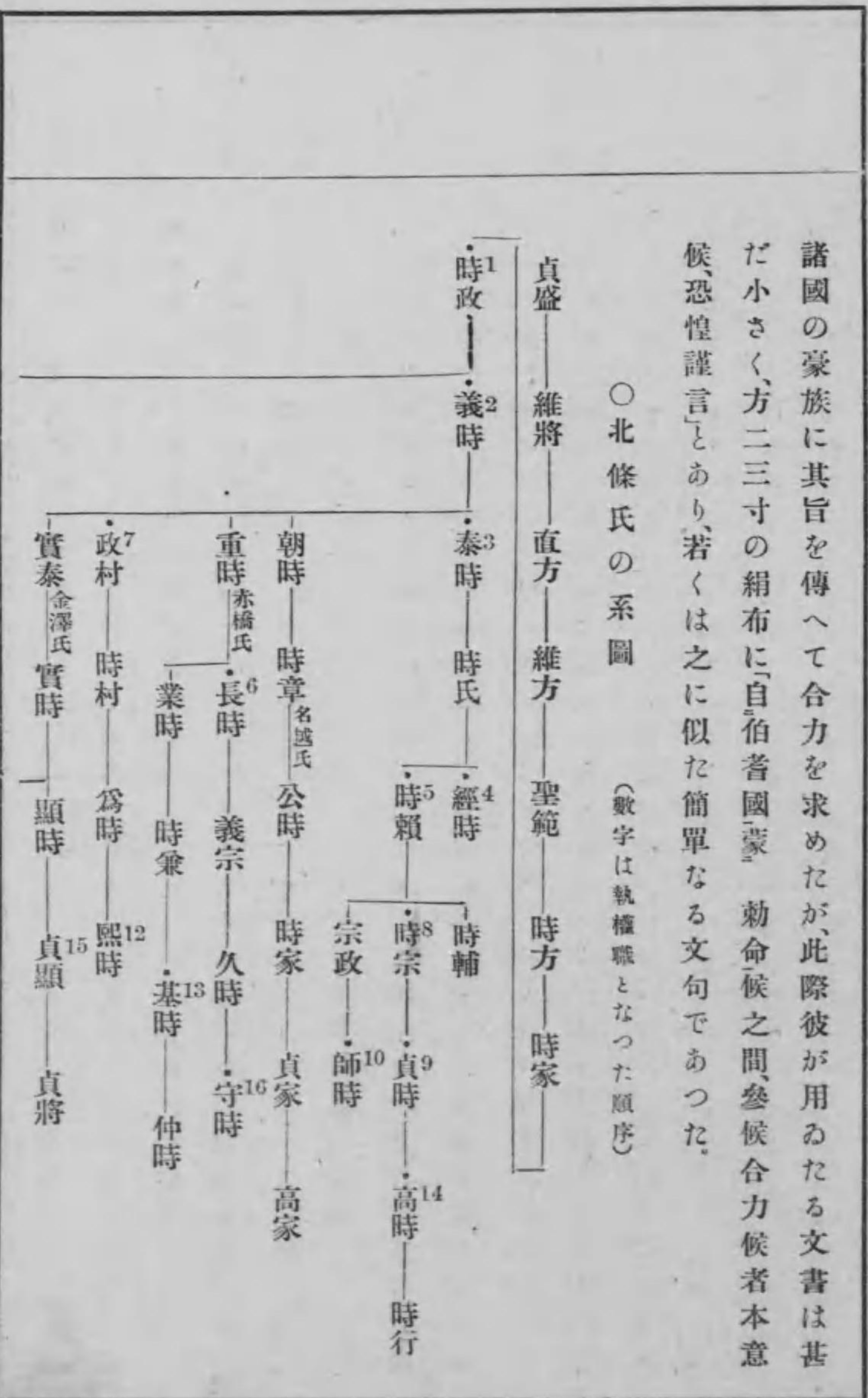
前治部大輔源朝臣高氏敬白

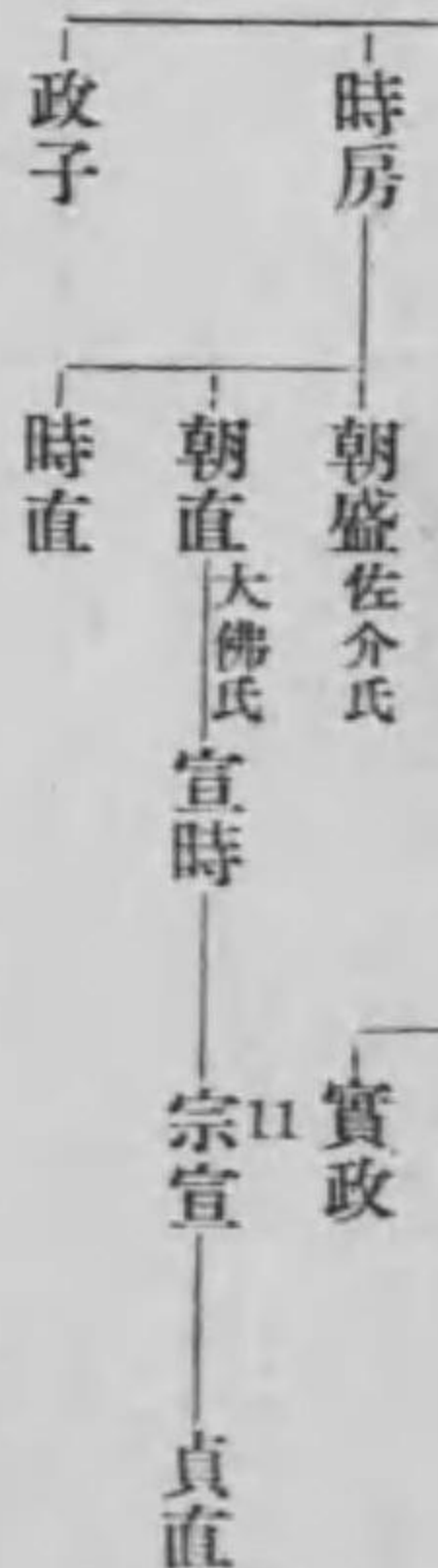
高氏が右の願文を八幡宮に進めて、旗を其社頭に擧ぐると同時に、彼は又

諸國の豪族に其旨を傳へて合力を求めたが、此際彼が用ゐたる文書は甚だ小さく、方二三寸の絹布に「自伯者國蒙勅命候之間、參候合力候者本意候、恐惶謹言」とあり、若くは之に似た簡單なる文句であつた。

○北條氏の系圖

(數字は執權職となつた順序)





後醍醐天皇の
還幸

探題府の滅
亡

光嚴院を廢
す

第三十四章 建武の一統

足利高氏の歸順と、新田義貞の舉兵とは、北條氏に對する致命傷となり、兩六波羅が先づ滅亡して、鎌倉の没落が之に次いだ。伯耆の行在所に於ては、先づ六波羅の捷報を聞き召されると、後醍醐天皇は早くも御歸洛を決せられて、船上山を御發駕あらせられたが、天皇の御入洛以前に、九州に於ては、少貳貞經、大友貞宗等が博多の探題府を攻め、探題北條英時は自殺したから、五月五日元弘三年の五月には、東西の兵亂が一時には、其鎮定を見るに至つたのである。かくて天皇は六月四日に御入洛あつて、先づ東寺に入御あり、遠き行幸より還御ありたる儀式を以て、翌日内裏に入らせられた。是より先き天皇は詔して北條氏の奉立せる光嚴院を廢し、且つ正慶の年號を停めて元弘に

關白を止め
て親政とな
る

一統の政治

記録所

雜訴決斷所

武者所

復せられたが、此に至つて元弘二年九月以後の任官叙位は、皆之を停廢し、先主の東宮康仁親王をも廢せられた。關白をば置かれずして、二條道平に左大臣、長者の宣下があつて、事實上の親政となつた。前右大臣久我長通、前内大臣洞院公賢等は還任し、萬里小路藤房、四條隆資等の流罪の公卿も召し還へされた。又足利高氏は内昇殿を聽されて從四位下に叙し、護良親王は志貴山より御入洛あつて、征夷大將軍に任せられた。

斯くて北條氏の幕府が顛覆して、所謂天下一統となつたから、從來幕府にて執り行つて居た政務をも、京都の朝廷に於て併せ行はねばならぬ事となつたによつて、記録所が復置せられて、大事は此所にて御裁許があり、又一統の政治中最も重要な部分を占めてゐた所領に關する訴訟事務を裁判する爲には、雜訴決斷所が設けられ、其所員は、初めは三番三組に分れて事を執るのであつたが、其後人員を増加し、八番に分れて五畿七道の事務を分掌する事となつた。而して此等の所員は公卿に配するに武人を以てしたのである。又武者所を置き、新田氏の人々を頭人とし、其他の諸家の輩と共に結番せし

國司及び守

められた。諸國には國司及び守護を任じ、國司は多く公卿が任せられた。但し高氏を武藏守に、此時高氏を改め新田義貞を越後守及び上野播磨の介に、楠木正成を攝津河内兩國の守に任せられた如きは、その戦功を賞せられた特典であつた。陸奥及び出羽の鎮めとしては、陸奥守北畠顯家が義良親王を奉じ、父親房及び結城宗廣が之を輔けて、多賀の國府に治し、奥州式評定衆引付衆、政所執事、評定、寺社、安堵の諸奉行及び侍所が定められた。又關東を治するが爲には、相模守足利直義が義良親王の兄成良親王を奉じて鎌倉に下向し、やがて親王は上野太守に任じ、直義は執權に補し、政所執事、引付頭、御所奉行等も定められた。

奥羽の鎮

鎌倉の鎮

公武の疎隔

公家側の代表者

此の如くにして天下は一統の形となつたけれども、久しい間對立して居た公家と武家とは、北條氏の滅亡と共に直ちに融和するといふ譯にはゆかない。後醍醐天皇の北條討伐の計畫が、幾多の困難に遭遇して、遂にその成功を見るまでの間、終始力を盡され、功勞の最も大きかつたのは、護良親王である。親王は各地に轉戦して、死生の間に出入せられたのみならず、其諸方に下

武家側の代表者

されたる令旨は、諸國の豪族をして勤王の旗を翻へさしむるに非常な力があり、元來朝廷に接近し易き畿内西國の武士は、殊に心を親王に寄せて居たから、護良親王は元弘建武の間に於ける公家側の勢力の代表者であらせられた。而して足利尊氏は、其勳功の大小如何はとにかく、彼は源家の一族で、原來家柄が高い上に、地盤を固める事に注意深かつた。義貞の鎌倉を攻めた時、尊氏の子義詮は年僅に四歳であつたが、既に義貞の軍中に置かれてあつた。鎌倉没落の後は、尊氏が京都から遣はした細川和氏は、この義詮を輔けて鎌倉を鎮し、新田の一族は其後上洛したので、足利の威勢は關東に重かつた。又尊氏が六波羅を陥れて、京都が一時無政府の状態であつた時は、尊氏は或は令を下して所領の濫妨を停止し、或は書を與へて賊徒平定の功を感賞し、只管人心を收攬するに力めたから、東國の武人は殊に心を寄せ、中興の業漸く成ると共に、尊氏は早くも武家側の勢力の代表者になり濟した。然るに此兩代表者は、勢衝突を免れず、一統の後幾ならずして、親王が尊氏を除かんと企てられた事もあり、其後建武元年には親王及び新田義貞、楠木正成、名和長年

兩勢力の衝突

が、潜に天皇の命を請うて、屢尊氏を討たんと謀つた事もあつた。其六月には親王が兵を率ゐて尊氏の第を襲ふといふ風聞が立つて、尊氏も亦兵を集めて第を固め、之が爲に京中の騒動となつた事もある。これが爲に尊氏の憤は甚しかつたので、天皇は遂に親王を拘禁せられ、其後更に鎌倉に流されたが、實は此尊氏排斥の企は、天皇の叡慮から出たのを、親王の責に歸せられたのだといふ事である。而して親王と尊氏との不和は、單に親王御一人と、尊氏其者との個人的の軋轢のみではなく、保曆間記に、其比親王が一統の當初、尊氏畿内西國の武士、楠など申す者は皆彼宮の御方なりければ、便宜あらば高氏を討んとせられたれども、東國の武士多くは高氏方なりける上に、譜代の武勇なれば、輒くも討れずと書いてあるやうに、其背後には公家方と武家方との不一致なる事が籠つて居たので、天下一統の後、公家の口ずさみにも、好んで、尊氏なしとの詞が放たれたといふのは、即ち之が爲である。要するに建武の中興は、一統とはいふが、決して公武の關係を融合調和せしめたものではなかつた。

新田と足利との優劣

足利氏は新田氏と共に源義家の裔である。義家の子なる義國に二子があつて、嫡子義重は上野の新田に住して新田氏といひ、次子義康は下野の足利に居て足利氏といつた。それ故新田氏は嫡流であつたけれども、足利氏は北條氏が執權となるに至つて、數代の間其姻戚となつてゐたから、門閥の威勢が盛であつて、新田氏は遠く之に及ばなかつたのである。

朝政と公卿

武人の多數は、北條氏の治世に満足ができず、一旦朝廷の擁護者となつたものゝ、やはり公家一統の政治にも満足する事が出来ないから、建武の朝政は是等武人の心を繋ぎ得べきものではなかつた。中興の業漸く成つて、諸人の恩賞を競望する事、衆蟻の糖塊に聚まるやうな時、之に對して公平なる處置を行はん事は、決して容易の事ではない。神皇正統記の著者なる北畠親房は、この間の事情を詳にして、今は本所の領といひし所さへ、皆勳功に混せられて、累家も殆ど其名ばかりに成りぬるもあり、是皆功に誇れる輩、君をおとし奉るによりて、皇威もいと軽くなるかと思えたり。斯かれば其功なしといへども、古より勢ある輩をなづけられん爲にか、或は本領なりとて給へるも

あり、或は近境なりとて望むもあり、闕所を以て行はるゝに足らざれば、國郡につきたりし地、若は諸家相傳の領までもきほい申けりとぞ」といつた。天皇は、今の例は昔の新儀なり、朕が新儀は未來の先例たるべし」とて英斷なる勅裁もあつたけれども、近臣が臨時に内奏を経て非儀を申し立つれば、綸言朝に變じ暮に改まり、所謂諸人の浮沈掌を返すが如くであつた。加之公卿は公家一統の業成つた上は、やがては延喜天曆の古に復し得べしと考へたから、元弘三年の冬には、承明門の造立もあり、大内裏を造營せられんとて、其役夫工米を諸國に課せられた事もあつた。これ皆舊思想の表現の一つであるが、とにかく兵亂の後急に大工事を起されたのは、宜しきを得たものでない。又建武元年には、官錢を造つて乾坤通寶といひ、銅楮並び用ゐしむといふ詔勅が下されたが、これは村上天皇以來斷絶して居つた官錢の鑄造を復興せんとせられたのである。但し紙幣通用の企は日本では此時が始であらうが、其に實行せずして終つたらしい。

朝政と武人

紙幣の始

延喜天曆を夢想する公卿は、其武人を見る事も平安時代の貴族が、武將を

二條河原の落書

東夷といつて、特種部落のやうに思つてゐたと同じ態度であつた。北畠親房が關東の高時天命すでに極りて、君の御運を開きし事は、更に人力といひ難く、武士たる輩言へば數代の朝敵なり、御方に參りて其家を失はぬこそ、餘りある皇恩なれ、更に忠を致し勞を積みてぞ、理運の望みをも企て侍るべき、然るを天の功を竊みて己が功と思へり」と言つたのは、武人を輕視した公家の思想を代表した詞である。抑も武人が北條氏を仆したのは、彼等が武家政治其者を悦ばざる爲ではなくて、北條氏の政治を喜ばざる爲であつたから、今や此の如く公家に疎隔せられた武人は、此に至つて再び武家の政治を追慕せざるを得ない。武人の嚮背に因つて成就した一統の業は、亦武人の嚮背に因つて破壊せられねばならぬ運命となつた。この趨勢を利用して、自家の野心を満たさんと企てた者は、彼等武人の間に勢力のあつた足利尊氏である。

建武元年八月の二條河原の落書は、最もよく當時の京都の世態を寫したものであるから、次に其全文を掲げる。方言又は誤寫にて、讀みかたれる所もあれど、本のまゝに出す。

此比都にはやる物 夜討強盜謀論旨 召人早馬忠職勅 生頭選俗自由出家

俄 大名 迷 者	安堵 恩 賞 虚 軍	本領はなる、訴訟人	文書入たる 蘇 葛
追従 説 人 禪 律 僧	下克上する 成 出 者	器用の堪否 沙汰もなく	もる、人なき 決 断 所
きつけぬ 冠 上 の きぬ	持もならはぬ 笏 持 持	内裏まじはり 珍 しいや	賢者 頗 なる 傳 奏 は
我も、とみゆれども	巧なりける 詐 は	愚かなるにや 劣 ららん	ゐ 中 美 物 に あ き み ちて
まな板 烏 帽子 歪 め つい	氣色めきたる 京 侍	たそがれ 時 に 成 め れば	浮 れて ありく 色 好
いくそばくそや 數 不 知	内裏ながみと 名 付 たる	人の妻 頼 の う か れ めは	よ その 見 目 も 心 地 あし
尾羽を ね 歪 む ら せ 小 鷹	手毎に 誰 も 据 たら せど	鳥とることは 更 になし	鉛 作 の お ほ 刀
太刀より 大 き に 拵 へて	前さがりにぞ 拵 たら せ	ば さら 扇 の 五 骨	ひろこしや せ 馬 薄 小 袖
日 錢 の 質 の 古 具 足	關 東 武 士 の か こ 出 仕	下 衆 上 臈 の き は も なく	大 口 に き る 美 精 好
鍔 直 垂 猶 不 捨	弓も引えぬ 犬 追 物	落 馬 矢 數 に ま さ り たり	誰 を 師 匠 と な げ れ ど も
遁くはやる 小 笠 懸	事 新 き 風 情 な り	京 鎌 倉 を こ き ま ぜ て	一 座 揃 は ぬ え せ 連 歌
在々所々の 歌 連 歌	點者にならぬ 人 ぞ な き	諸 第 非 成 の 差 別 な く	自 由 狼 藉 の 世 界 也
犬 田 樂 は 關 東 の	ほろぶる 物 と 云 な が ら	田 樂 は な ほ は や る 也	茶 香 十 姓 の 寄 合 も
鎌倉釣に 有 鹿 と	都はいとや 倍 増 す	町 こと に 立 つ 簾 屋 は	荒 涼 五 間 板 三 枚
幕引まわす 役 所 頼	其數しらす 滿 々 たり	諸 人 の 數 地 不 定	牛 作 の 家 是 多 し
去年 火 災 の 空 地 共	くわ幅にこそ な り に けれ	適 の こ る 家 々 は	點 定 せ ら れ て 置 去 ぬ
非 職 の 兵 仗 は や り つい	路 次 の 禮 儀 辻 々 ば な し	花 山 桃 林 さ び し く て	牛 馬 華 洛 に 遍 滿 す
四夷を しづめし 鎌 倉 の	右 大 將 家 の 旋 ぐ り	只 品 有 し 武 士 も み な	な め ん たら に ぞ 今 は なる

尊氏の宿望と北條時行の亂

北條氏殘黨の蜂起

朝に牛馬を飼ながら 夕に賞ある功臣は 左右におよぼぬ事ぞかし させる忠功なげれども
 過分の昇進するもあり 定て損であるらんと 仰て信をとるばかり 天下統一統めづらしや
 御代に生れてさま／＼の 事をみきくぞ不思議共 京童の口すさみ 十分一をもらすなり

尊氏は自家の勢望を利用して、天下に覇たらん事を企てたが、其此に至つたのは、父祖以來の宿志に基づく所といはねばなるまい。難太平記の言ふ所によれば、初め足利氏には義家の置文なるものがあり、七世の後に生れ代つて、天下を取らんとする事が書いてあつた。尊氏の祖父家時は恰も其代に當つたが、併し時期は未だ到來せざるが爲に、家時は之を遺憾とし、我が命を縮めても、三代の中に天下を取らしめよと八幡宮に祈願し、自筆の置文に子細を記して割腹して死んだが、嘗て尊氏は此置文を、本書の著者なる今川貞世に示し、今天下を取つたのは此發願によると語つたといふことである。而して尊氏をして此宿志斷行を決せしむる機會となつたのは、北條氏の餘黨が亂を起して、直義が成良親王を奉じて鎮して居る鎌倉を陥れた事である。初め北條氏が亡びて後、其餘黨の所々に蜂起する者が頻々であつた、本間澄

北條時行の
擧兵

谷兩氏が兵を起して鎌倉を襲うた事、建武元年規矩高政探題英時等が筑前筑後探題に據つて叛し、建武元年正月數月を経て平いだ事、又數箇月に亘つて、建武元年十月正月、叛徒が紀州飯盛山に據つた事、其他上野四郎等の長門の國府に籠つた事、建武二年赤橋重時等の伊豫に蜂起した事の如きが、東西共に多かつた。建武二年に信濃に起つた叛徒は、西園寺公宗と通じ、持明院の院宣を奉じて事を擧げんと企てたが、其隱謀は露顯して、公宗等は召し捕へられ、六月後に誅せられたが、七月に入りて、叛徒は北條時行高時を奉じて信濃より攻め上り、武藏の女影原高萩村等の諸戰に鎌倉勢を破り、遂に鎌倉に打ち入つたから、中先代の亂と稱す。直義は此兵亂の紛れに、護良親王を東光寺の牢御所に弑せしめ、成良親王を奉じて西に走つた。

尊氏の東下と
公武の衝突

是に於て尊氏は凶徒追伐の口實の下に、征夷將軍並に諸國の總追捕使たらんことを請うたが、悉くは許されずして、征東將軍に任せられたから、鬱憤を含んで八月二日、建武二年武京都を出發した、公家に不快なる將士等悦んで從ひ下る者が甚だ多かつた。尊氏は三河の矢矧やせがきに於て直義に會合し、この後先代

尊氏鎌倉に
入る

方北條氏の勢を遠江の橋本に破り、佐夜の中山以下の諸戰にも連戰連捷して、同月十九日に鎌倉に攻め入つたから、叛徒の張本諏訪賴重等は自殺し、時行は逃竄し、殘敵の降る者も甚だ多かつた。そこで京都の朝廷では、尊氏の功を賞して從二位に叙せられたが、大勢の趨く所既に明かに定まつて、最早彼は朝廷の配下に立つてゐる武將ではなかつた。尊氏は自ら征夷將軍と稱し、若宮小路の代々の將軍家の舊跡に第を造り、將士も亦邸宅を此に構へ、信濃常陸等の關所は、東下に從へる勳功の將士の賞に充てられた。京都に於ては、故兵部卿親王良護方、即ち公家方の武將の間に、尊氏を誅滅せんとの謀が内々に企てられ、新田義貞も之に與した。仍つて勅使中院具光の鎌倉下向となつて、關東の勢は直義に付け置きて、尊氏一身西上すべしとの勅命を傳へたけれども、直義は尊氏の上洛を諫止したので、尊氏は勅定に應じない。尊氏は此の如くにして、其東下と共に謀反の計畫が整ひ、公武衝突の氣運は益迫つたが、遂に十一月に至つて、義貞を誅するといふ口實の下に、先づ尊氏直義等の武家方から火蓋を切つた。

賊軍の西上

東軍京師に入る

尊氏の西走

略 尊氏の西國經

に敗れた官軍は引き退きて佐野山伊豆の國府等に戦つたが、孰れも戦利あらずして西に引還すの已むなきに至り、東軍は官軍を追うて西上した。明くれば延元元年正月、義貞及び名和、長年、楠木正成、千種忠顯等は、賊軍を宇治瀬田山崎等の各方面に防いだ。山崎の軍が先づ守を失うた爲に、天皇は比叡山の東坂下に行幸あり、尊氏は京都に攻め入つた。是より兩軍の間に此所彼所で勝敗があつたが、さきに西上を命せられた陸奥守兼鎮守府將軍去年十一月鎮守府將軍に任ぜらる。北畠顯家は、義良親王を奉じ、陸奥出羽の軍兵を率ゐて坂本に來る事となつたので、官軍は大に力を得て、二手に分れて賊軍を破つた。正月晦日には、紂河原の合戦あり、賊軍は今日を限りと戦つたけれども、勝利を得ずして丹波の篠村に退いた。やがて尊氏は兵庫に陣して再び京都に攻め入らんとしたけれども、また官軍に破られたから、遂に船に乗つて西海に走つた。

二月十日

尊氏は兵庫を出で、播磨の室津に著せる時、此所にて軍議を凝し、京勢の襲來に備ふる爲め、西海に落つる前に諸國を守備すべき大將を定め置くべ

諸族尊氏に應ず

多々良濱の戦

京方の方略と尊氏の東上

しとて、四國播磨備前備中安藝周防長門等に將士を配置した。かくて尊氏直義の赤間關に到つた時、少貳貞經は其子頼尙等兄弟一族をして之を迎へしめ、大友島津等の諸氏も喜んで尊氏に應じた。然るに公家方として兵を擧げた肥後の菊池武敏等は、虚に乗じて少貳貞經を宰府の館に攻めて之を自殺せしめ、更に進んで博多に迫らんとしたが、此時少貳頼尙以下大友島津の將士は、尊氏直義を擁して宗像に來り、武敏の軍と多々良濱に戦つて之を破つたので、二月尊氏の武威は大に九州に振うた。是より尊氏は宰府にあり、兵を發して鎮西各地の公家方を伐たしめ、且東上の準備を整へつゝあつた。

さて尊氏を西國に追ひ落したる京方に於ては、一方には東國の事を慮り、顯家をして義良親王を奉じて任所に歸らしめ、一方には義貞をして尊氏追討の爲め筑紫に下らしむる事としたので、親王は陸奥太守に任じて任地向ひ、義貞は筑紫に發向したが、播磨には既に尊氏が中國四國に配置せる守將の一として、赤松則村の一族が白旗城に據つてゐたから、義貞は先づ之を攻むる事となつたが、城固くして容易く陥らなただけれども、城内糧食に窮

したので、赤松は使者を馳せて尊氏の進發の急速ならんことを求め、備前の三石城の守將なる尾張氏頼も、脇屋義助に攻められて、兵糧の缺乏せる事を訴へた。是に於て尊氏は一色、仁木等の守將を九州に留めて、太宰府を出で、四大友、少貳以下の諸族は博多を解纜した。尊氏は長門の府中に滞在するこ九と暫時にして備後の鞆津に著し、此地にて合戰評定の結果、少貳頼尙の議に従ひ、尊氏は海上より進み、直義は陸上より進む事となつた。海上では細川、土岐、河野等の諸族が四國より來り會し、陸上では備中備後安藝周防長門美作の將士が馳せ加はつた。そこで陸上の兵は義貞の差し向けた大井田氏經が、備中の福山城に楯籠れるを攻め、之を走らせて備前に攻め入つたので、三石城を圍める脇屋義助は引き退き、義貞も亦赤松城の圍を解いて東上する事となり、尊氏直義は大舉して愈京都に攻め上らんとした。是に於て官軍は海陸相應じて進み來る賊軍を兵庫に防がんとし、正成は湊川の近傍に陣し、義貞は和田御崎の近傍に陣して、大手、山手、濱手の三手に分れて攻め寄する敵に當つたが、義貞は兵庫の戰に打ち負けて都に落ち上り、正成は直義の率ゐ

官軍の敗北

湊川の戰

尊氏の持明院派擁立

る大手の軍と戦うて、衆寡敵せず、正成及び弟正季以下主従三百餘人湊川に討死した。五月廿五日

尊氏が武家方の勢力を代表して、公家方の勢力に對抗せんとするに當り、彼れの最も恐るゝ所は、朝敵の汚名を蒙る事である。これは尊氏のみ初め直義が矢矧、手越の戰に敗れて、敗報鎌倉に達するや、尊氏が、守殿直命を落されば、我有つても無益なり、但し違勅は心中に於て更に思召さず、是正に君の知る所なり、八幡大菩薩も御加護有るべし」と言つて、鎌倉を打ち立つたといふのも、實は之が爲である。されば元弘の變亂に、北條氏が光嚴院を奉戴して、名義上、後伏見上皇の院宣を奉じて、後醍醐天皇の隱岐の御事や、公卿の處分を行ひたるが如く、又北條氏の餘黨が北條時行を奉じて亂を作した時、持明院の院宣を奉じて事を擧げんと企てたるが如く、尊氏も亦後嵯峨天皇以來の皇統の分争を利用し、自ら朝敵の惡名を避けんとしたのである。尊氏が三寶院賢俊から、光嚴上皇の院宣を得たのは、其西奔の途中備後の鞆津に著いた時であつて、尊氏は此院宣を得るに及んで、今は朝敵ではないから、錦の御旗

尊氏光嚴院の院宣を得

山門の臨幸
尊氏光嚴院
を擁す

吉野と京都

天皇の御和
睦

光明院踐祚

を掲げよ」と、諸國の守將に命令した事もあつた。光嚴上皇とは斯る關係があつたから、今や兵庫の戦に官軍利を失ひ、義貞は都に落ち上つたので、天皇は再び山門に臨幸し給うたけれども、五月廿七日、光嚴上皇は俄に御不豫と稱して都に御逗留あり、やがて尊氏が八幡山に陣するに及んで、上皇及び豊仁親王は此へ入御した。彼の三寶院賢俊は此取扱の功で權僧正に任せられた。かくて直義等の率ある大軍は、三手に分れて叡山を攻め、尊氏は上皇親王を奉じて東寺に陣した。既にして叡山を攻めてゐる直義の軍は、山軍に打ち破られて洛中に引き退き、山軍は勢に乗じて洛中に押し寄せたが、結局山軍は利あらずして、名和長年は三條猪熊に戦歿し、義貞は山門に引き退いた。六月三十日、尊氏は光嚴上皇に奏請し、上皇の院宣を以て豊仁親王を天皇と稱した。八月十五日踐祚、所謂光明院。天皇で、光嚴上皇の院政。因て延元の年號を用ゐずして、建武の年號を用ゐた。是に於て叡山には眞の天皇、京都には僞主が座す事となり、官軍と京軍との合戦は引き續いて行はれ、互に勝敗はあつたが、必竟するに官軍の勢は振はなんだ。之に乗じ尊氏は十月に至りて後醍醐天皇へ御和睦を請ひ、後

神器を光明
院に傳ふ

天皇吉野に
入る

醍醐天皇も之を御許しになつた。勿論天皇は行末を思召す所があつたから、義貞には東宮恒良親王、及び尊良親王を奉じて北國に下らしめて置いて、山門より京都に還幸あらせられた。すると尊氏は天皇を花山院に幽し奉り、神器を光明院に渡されん事を強ひ奉つたので、天皇は已むなく東寺の行在所に幸して、神器を光明院に授けられた。二十一日此日光明院より後醍醐天皇に太上天皇の尊號を奉り、尋で天皇の皇子成良親王を光明院の東宮に定めて、御位は持明院、大覺寺兩統の御末が代る。嗣がせ給ふべしとて、兩統迭立の議が復活せられた。然りといへども、天下の動亂は此の如くにして止むべくもない。公家方武家方の争ひは、四國にも、九州にも、畿内にも、東北にも、國內到る所に遍滿して居る。而して後醍醐天皇が暫く和睦の議を許して、京都に還御あらせられたのも、必竟再舉を期し給ひての事であるから、天皇は尊氏の斯る處置を堪へ忍んで居らるゝ筈もない。天下の治平は決して之を望む事を得ないのである。遂に十二月二十一日、天皇は御本意を達し給はんとて、潜に花山院の幽囚を脱して、吉野に遷幸し給ひ、此時天皇は、内侍所も神璽をも、御身に附けられて遷幸せ

南朝と北朝

つられた。さきに光明院に御渡しになつたのは偽器だと申す事である。本の如く在位の儀にてましましたから、吉野が眞の天皇の座す所であるが、従前は之を南朝といひ、足利の擁立した京都に於ける朝廷を北朝と稱したのである。右の如く北條幕府の瓦解によつて起つた所の公家方武家方の分争は、北條時代から繼續せる皇位の紛争と抱合し、其他當時の社會に於ける諸般の事情が紛糾錯雜して、國內到る所に持明院派に屬する武家方と、大覺寺派を奉ずる公家方との分争を見るに至つた。

第三十六章 吉野朝廷の經略

北畠顯家と東
天皇顯家を
召す

尊氏直義が西海へ落ちた時、北畠顯家は義良親王を奉じて歸任する事となつたが、其下向の途中でも、官軍と足利黨との間に戦を交へた。顯家歸任の後、多賀の國府にありて、離合紛々たる東國の經略に務めて居たが、後醍醐天皇の吉野に入らせられた時、天皇は勅書を顯家に賜ひて、本意を達せんが爲に吉野に移られたる旨を告げ、且つ東國の士卒を率ゐて京都に發向すべ

顯家の西上

しと仰出された。十二月二日、明くれば延元二年北朝建武四年正月凶徒が陸奥に蜂起して、顯家は國府を棄て、靈山に籠るの已むなきに至つたから、顯家は直ちに、當時擾亂之間、令對治彼餘賊、忿可企參洛候、此間親王御座靈山候、凶徒圍城候之間、近日可遂合戰候也、下國之後、日夜廻籌策外無他候云々、と奉答した。此後顯家の兵の下野の小山城を攻むるあり、又靈山に於ける南北の兩軍へ、常野の軍兵の馳せ加はるのもあり、兩軍の交戦は久しきに亘つたから、顯家は容易に上洛する事を得ななだ、遂に八月八日親王を奉じて靈山を發し、尋で小山城を攻め、十二月に至りては上野武藏の北軍を破りて、鎌倉に打ち入つた。義詮を輔けて鎌倉を鎮せる斯波家長は、防戦利あらずして自殺し、義詮は三浦に逃れた。

東國の官軍

顯家下向以前の東國に於ては、宮方當時官軍を指す語なる廣橋經泰は、陸奥伊達郡の靈山館より出で、足利黨の據れる河俣城を攻め降し、同じく宮方なる相馬胤平は荒井城信夫郡に押し寄せて之を下し、尋で經泰は足利黨なる相馬の一族が據守してゐた陸奥の小高城を攻めた。延元三年三月かくて義良

親王を奉じて東下せる顯家は、相模の片瀬河に於て足利黨の兵と戦ひて之を破り、四月十日尋で宇都宮に到つた時、恰も相馬胤平が足利黨の楯籠れる常陸の諸城小田・館・中城等を攻め落して馳せ参するに會したから、更に胤平をして足利那須等に據守せる凶徒を討たしめた。陸奥に入つては、相馬の一族を小高城に攻めて之を抜いた。此時相馬光胤以下一族の戦死者が頗る多かつた。五月二日はより先き常陸に於ては、楠木正成の代官楠木正家は、同國久慈郡の瓜連城ウヅナに據り、常陸の足利黨なる佐竹の一族等と屢相攻伐して居たが、八月に至りて佐竹等の凶徒が多勢を引率して瓜連城に押し寄せた時には、相馬胤平は一族相共に馳せ向ひて之を救ひ、廣橋經泰も亦敵軍と戦うた。八月二日されども其後瓜連城は足利方の寄手の爲に打ち落されてしまつた。

顯家の四上と其戦死

青野原の戦

明くれば延元三年北朝暦 應元年正月、顯家は鎌倉を發して参洛の途に上つたが、之を聞いて直義の發向せしめた高師冬等の北軍は、美濃の要害を固めて顯家の西上を拒いだから、顯家は同國青野原に於て之と戦ひ、正月二日乃ち道を

南都の戦

顯家の戦死

轉じて伊勢に入り、各所に敵軍と戦ひつゝ、伊賀を経て南都に打ち入つたけれども、遂に北軍に撃ち破られ、義良親王は吉野に入り、顯家は河内に走つた。顯家はいかにもして京都を恢復せんとし、三月には河内の天王寺攝津の渡邊等に於て北軍と戦つて、兩軍互に勝敗があつたが、五月に和泉の堺浦及び石津に於て高師直の軍と戦つた時、軍利あらずして遂に戦死した。二十日父なる親房は其最期を哀みて、和泉の國にての戦に、時や至らざりけん、忠孝の道此に極まり侍りにき、苦の下に埋れぬものとは、たゞ徒らに名のみぞ留めてし、心うき世にも侍るかなといつた。實に久しい間東國の經略に移めて居た顯家が、萬難を排して西上したかひもなく、空しく戦死してしまつた事は、京都を恢復せんとして苦心したまへる天皇の御計畫に對して、非常な大打撃であつた。

男山の陥落、義貞の戦死

されど官軍は、尙も心を勵まして其計畫を遂行せんとし、源持定、同家房、春日顯國等は奥州軍を率ゐ、男山の八幡宮を城郭として此に楯籠り、高師直、師泰等の率ゐる北軍に當つたが、七月に至り敵が忍び入つて社壇を焼き拂つ

たから、城は遂に陥つた。是より以前天皇は顯家を召されたと共に、度々北國にある義貞をも召されたけれども、未だ西上するに至らなうたのに、其義貞も男山の陥落の後、程なく戰歿するに至つた。義貞は延元元年十月後醍醐天皇の御和談の際、恒良、尊良兩親王を奉じて越前に赴き、其地の要害なる金崎城に楯籠つたが、之を聞いた尊氏は、信濃の村上信貞、小笠原兼經等をして之を伐たしめ、後又高師泰を發向せしめた。師泰は諸軍を率ゐて城を攻めたが、容易に落すことができない。然るに延元二年三月に至り、城中には糧食盡きて落城し、義貞は圍を突いて逃れ、子義顯は自殺し、尊良親王も亦自盡し給ひ、恒良親王は敵軍に捕へられて京都に送られ給うた。此後義貞は杣山城に據り、北國の北軍に對抗すること一年餘であつたが、遂に延元三年閏七月二日足利高經と越前の足羽に戰うて敗死した。

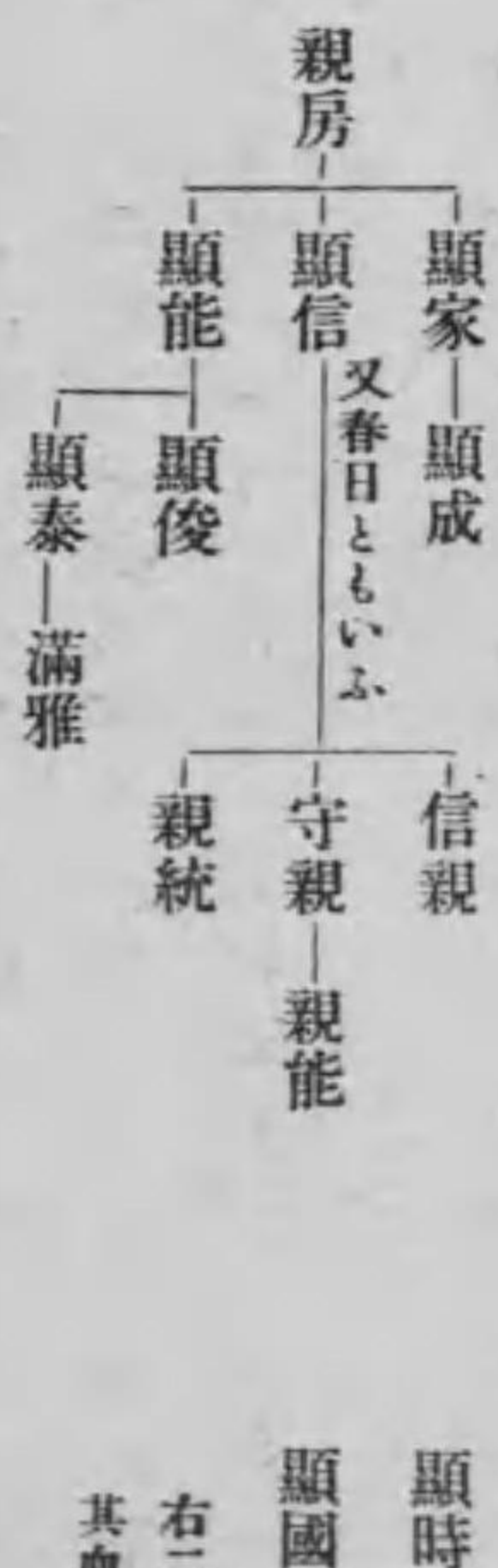
九州の宮方

天皇は京都恢復の目的を以て、陸奥及び北國の軍を召さるゝと共に、又頻りに西國の軍をも召されたのである。然りとはいへども、西國の事情は詔に應じて參洛することを許さない。初め延元元年四月尊氏直義が九州か

ら攻め上らんとする時、其將一色範氏を博多に留めて警固の任に當らしめたが、肥後に於ては菊池阿蘇の兩氏は有力なる宮方であつたから、尊氏直義の東上して後、此等兩氏と一色方の將士との間には、絶間なく合戦が打ち續いて居た。その一二をいへば、延元元年八月には菊池武敏と阿蘇惟澄とは、一色範氏の將なる今川助時の軍と肥後及び筑後に戦ひ、翌年二月武敏は肥後の寺尾城に、惟澄は甲佐嶽に據りて兵を擧げ、其四月に範氏及び弟頼行が肥後に攻め入るや、菊池武重及び惟澄は犬塚原に戦つて頼行を敗死せしめ、尋で筑後に攻め入つた。日向には肝付兼重等が有力なる宮方であつて、之も絶えず日向大隅薩摩等の北黨と戦つて居たが、十一月には五辻宮が大隅日向の北黨を伐たんが爲め、阿蘇惟時に出兵を命ぜられた事もあつた。延元三年になつても、菊池氏は始終肥筑の間に戦つたのである。而して此間に天皇が九州の南軍を召された事は、一再ならず、顯家が奥州を進發せりとの報あるや、九州今度不參者、日來忠功如空など申され、幾度か阿蘇惟時の參洛を促し、顯家が西上して京都を恢復せんと務め

た時は、參洛催促の勅は頻々として惟時に下された。菊池氏及び其他の九州の南黨に對しても、亦同様であつたに相違ない。されど上に述べた如く、いづれも自國の合戦に忙しかつたから、天皇の仰せらるゝ如く、國中の合戦を開きて上洛する事は出来なしたのである。

○北畠氏の系圖



右二人は親房の一族なるが其血族關係を知らず

北畠親房の東國經略

斯くて天皇は京都の恢復に望を失ひ給ひしかば、今は已むなく方針を變じて、地方の經略に力を盡さるゝ事となつた。彼の御和談の時に伊勢に下向し、其後此地を根據として、吉野の朝廷の爲に一意京都恢復の籌策を廻らしつゝ、あつた北畠親房自身も、亦東國に下る事となつた。即ち親房は義良親王

宗良親王

を奉じて、延元三年九月伊勢の大湊を解纜して目的地に向つた所、暴風の爲に船は散りくゝになつて、親王を乗せ奉つた顯信の船は伊勢灣に引き還したが、親王は伊勢より直に親房の船は常陸に著いた。此時宗良親王(尊澄法親王)還俗して宗良と申すも同行せられたが其船は遠江に著いた。又四國には、これまで土居得能、河野以下の宮方があつて、始終其地の北黨と戦つて居たから、顯信等の一行の東下と共に、天皇は花園宮を四國に下された。かくて常陸に著いた親房は、同國の小田城にあり、其地の味方と計らひて關東奥羽を經略したので、東國の宮方は頗る振うた。

後村上天皇の御代

此時に際し不幸な事には、延元四年北朝曆二年八月後醍醐天皇は御病に罹らせ給ひ、豫め義良親王に御讓位あり、後村上天皇深き御恨を此世に留めて、讓位の翌日十六日崩せられた。丹心を南山に捧げ、老軀を提げて小田城に據守せる親房の落膽は、固より非常であつた。されども、親房は益心を勵まして籌策を廻らしたから、之を攻めんが爲に尊氏が差し下した高師冬の軍も志を得なだ。興國元年北朝曆三年には鎮守府將軍顯信も著任して、陸奥の國府を恢復する

顯信の下向

に務め、常陸と相應じて北軍に當つたから、南軍の勢は益振うて、師冬の兵は屢親房の爲に破られた。然るに興國二年城内に叛を謀る者があつたので、親房は顯信の來援を求めたけれども、顯信は石堂義房の爲に支へられて赴き救ふ事が出來ず、剩へ小田治久が師冬の勸降に應じたから、北畠顯時は大寶城に走り、親房は關城に據る事となつた。十一月併し北軍はなほ容易に此二城を屈せしむる事ができない、關大寶の二城を攻めた治久、師冬の軍が、城兵に破られた事もあり、十二月石堂義房も顯信及び親房の軍と三迫に戦うて敗れた事もあつたが、興國三年其中に關大寶の二城は漸く糧食に缺乏する事となつた。初め親房の小田城に據つてから、彼は幾度となく結城親朝の勤王を促し、その勢力によつて東國を經略せんとしたけれども、親朝は遲疑して決してい、而して今や城の守りは漸く危険に迫つたから、親房は懇切に之を諭して招いたけれども、親朝は却て款を敵方に通ずる事になつたので、親房の望の絆は遂に絶え、關大寶の二城は師冬の爲に攻め陥されて、親房は吉野に落ち上つた。興國四年十二月

關大寶の落城と親房の西歸

親房西歸以後の官軍

北畠顯家等の戦死と、親房等の東下とによつて、京都は一旦無事であつたが、親房の常陸を去つて吉野に來るに及び、また東國及び西國と相應じて近畿の經路を行ふ事となつた。當時鎮西には懷良親王が征西將軍として薩摩に座はし、菊池阿蘇阿蘇惟時、惟時興國四年に北黨となつたが、等の諸族は、終始北黨に對抗して居たから、九州に於ける官方は頗るその勢力を張つて居た。加之正平元年に親房が紀伊の熊野、四國、中國等の水軍を九州に送つて、その地の官軍を助けしめてからは、鎮西の官軍は優勢になつた。

近畿の形勢
楠木正行の擧兵

近畿に於ても官軍所在に起りて、京都の回復を企て、中にも楠木正行の兵威は頗る盛であつて、幕府の差し向けた細川顯氏の軍を河内の教興寺に敗り、正平二年更に和泉に攻め入つて顯氏を走らした。此に於て幕府は更に高師直、師泰の率ゐる大軍を遣はして、正行を撃たしめた。師直、師泰は道を分ちて河内、和泉に攻め入つたから、正行は之と四條畷に戦つたが、防戦利あらずして、正行以下一族將士の戦死する者が頗る多かつた。正平三年正月五日師直は勝に乗じて大和に攻め入り、吉野の行在を犯さんとしたので、天皇後村は賀名生に

四條畷の戦

賀名生の行宮

遷幸し給ひ、師直は吉野に至つて皇居を焼き拂ひ、進んで賀名生を攻めんとしたが、却て官軍に破られて京都に引き還した。

かくの如く國內到る處に南北の兩黨が分争して、天下の紛亂は實に甚しかつたが、此争ひをして層一層混沌たらしめたのは、この分争の一方を代表せる足利氏其者の間に起つた所の内訌であつた。

第三十七章 足利氏の内亂と近畿の官軍

尊氏の幕府開設

尊氏は公武の衝突を利用して、武家方の代表者となり、又皇統の分争を利用して、光明院を擁立したが、之と共に、第二の頼朝として新に幕府を開設せんことを考へた。而して幕府を開設するについては、之を元の如く鎌倉に置くべきか、將た他所に置くべきかの問題が起つた。それは當時の事情の自ら然らしめた所で、鎌倉は頼朝以來の歴史的の幕府の所在地でもあり、又東國を統御すべき根據地として、極めて重要な土地でもあり、且つ東國は尊氏の祖先以來の住地でもあるから、尊氏が鎌倉に幕府を置きたいのは當然で

あるけれども、當時尊氏は京都に座はす持明院を挟んで、天皇及び宮方と争はねばならぬ爲に、直ちに京都を去つて鎌倉に移ることはできぬのであつた。よつて此問題に對して、二階堂道昭等が建武三年十一月に進言した意見には、鎌倉郡者、文治右幕下朝頼朝始構武館、承久義時朝臣并吞天下、於武家者尤可謂吉士哉、爰祿多權重、極驕恣、欲積惡不改、果令滅亡畢、不改近代覆車之轍者、傾危可有何疑乎、……然者居處之興廢、可依政道之善惡、といふので、即ち政道宜しきを得ば幕府は何所に設置するも可なりとの事であつた。かくて幕府は京都に置く事となり、此年高師直が幕府の執事に、太田時連が問注所執事に補せられた。併し鎌倉は勿論重要な土地であるから、此所には義詮が居り、曆應三年南朝興元年に高師冬が執事に任せられた。

建武式目

建武式目は、二階堂道昭が尊氏の講問に應じて、建武三年十一月に進言した答議であつて、上に述べた如き、鎌倉如元可爲御營、歟可爲他所否事の外、政道に關する意見十七箇條が述べてある。其條目は左の如くである。

- (一) 儉約を行はるべき事。
- (二) 群飲佚遊を制せらるべき事。
- (三) 狼藉を鎮めらるべき事。
- (四) 私宅の點定を止めらるべき事。
- (五) 京中の空地は本主に返へさるべき事。

(六)無盡錢上倉を興行せらるべき事。(七)前國守護人は殊に政務の器用を擇ばるべき事。(八)權貴井に女性・禪律僧の口入れを止めらるべき事。(九)公人の緩怠を減せらるべく、井に精撰あるべき事。(十)固く賄賂を止めらるべき事。(十一)殿中附たり内外、諸方の進物を返さるべき事。(十二)近習の者を擯ばるべき事。(十三)禮節を專にすべき事。(十四)廉義名譽ある者は殊に優賞せらるべき事。(十五)貧弱の輩の訴訟を聞き召さるべき事。(十六)寺社の訴訟は事に依りて用捨あるべき事。(十七)御沙汰式日の時刻を定めらるべき事。凡此の如き條目であつたから、貞永式目の如く法律として定められたものでは無いのである。

尊氏は幕府を開きて後、曆應元年南朝延元二年八月に征夷大將軍になつた、彼は固より幕府の開設者であり、また其主宰者であつたけれども、彼が幕府の基礎を置くに至つた以前に於ても、また其以後に於ても、終始彼と事を共にし彼を輔佐して、參畫經營の功を積み來つた者は、弟の直義であつた。直義はたゞ内部にあつて尊氏の事業を翼けて居たのみではなく、尊氏と共に其表面に立つて政務を執り行うて居たのであるから、彼は尊氏と相並んで、足利幕府の兩主宰者たるが如き姿をなして居た。さてまた高師直は幕府の執事として、尊氏直義を輔けて政を行ひ、その勳績功勞は甚だ大きかつたから、それ

高師直誅除の
企
尊氏と直義

高師直

直冬備後に
下る

基氏鎌倉に
下る

師直に連關し
ての紛亂

だけ權力も強く、随つて暴横驕傲の振舞も多かつた。斯る場合には何時も免れ難き權力争ひが伴ふ、同じく幕府の政に關與して居た上杉重能が、師直の暴横を悦ばず、師直を除かんと企を起す事となり、重能は直義の信仰深き禪僧妙詰をして師直を直義に讒言せしめた。そこで直義は上杉重能及び畠山直宗等と相謀りて、師直を謀らんとし、外援を作らんと目的を以て、足利直冬尊氏の庶長子であつて、直義を中國探題とし備後の鞆津に送りて、備後備中以下の八國を成敗せしめた。貞和五年(南朝)四月此に於て師直と直義との間は益穩ならず、師直師泰は兵を集めて直義及び尊氏の第を圍み、尊氏に迫りて重能、直宗を處罰せんことを求めた。尊氏は之を聽して、重能、直宗を越前に流しに殺さる。妙詰の房舎は破壊せられ、貞和五年八月直義は幕府の政務から退きて屏居する事となつたから、鎌倉へは基氏尊氏の子の遣はし、義詮は鎌倉から上つて、直義に代りて政務を行ふ事となつた。

されど此事件は唯是だけで落着いたのではなく、紛々たる擾亂はこれから幾らも涌き出た。師直が自分を除かんとする者の企てを打破つた後は、又

直冬九州に下つて北黨分裂す

直義南朝に降る

師直師泰の死

將士を遣はして直義が備後に下して置いた直冬を討たしめた。そこで直冬は備後を落ちて九州に入ったが、師直に不快なる九州の諸族が、之に應ずる者多く、中國に於ても師直に反對なる者が、所在に蜂起して直冬に應じたから、中國九州に於ては北黨の中に更に直冬に與みする一黨を生じて、南北の争亂の上に、更に新なる争亂が附け加はつた。觀應元年南朝正平五年十月には、九州探題一色範氏から尊氏自身の出征を求むるに至つたから、尊氏は義詮を京師の留守に留めて置いて、自ら西海に發向せんとした所、その進發に先ちて、直義は京都を脱走して、河内に至りて師直を討つる兵を集め、やがて歸順を朝廷に奏請して其聽許を得て、直義黨なる石堂頼房等の率ゐる大軍は、京都に攻め入らんとして、師直の軍と戦つた。是に於てさきに直冬追討の爲に發向したる尊氏も、備後から引き還して直義の軍と戦ひ、却て之が爲に打ち退けられたから、尊氏は使者を八幡に陣せる直義の許に遣はして和睦を求め、師直、師泰を剃髮せしむるとの條件で和議が整うた。觀應二年二月かくて師直、師泰は剃髮せしめられたが、上杉重能の子なる能憲は、父の讎を復するが爲に、師

欠

欠

上杉憲定

中の高安寺まで出陣し、軍兵を催して大内氏を助けんとしたが、管領上杉憲定の諫めもあり、義弘の亂も程なく平いだったので、滿兼の企は果さずして罷んだ。鎌倉公方は原來東國に於ける幕府の勢力の代表者であつたが、此に至つては幕府の自由に左右する事の出来ぬ一大諸侯である。

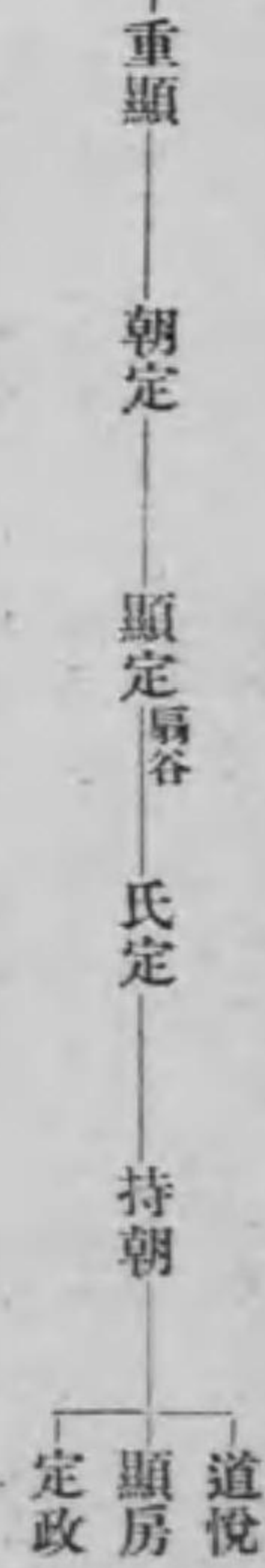
上杉禪秀の亂

滿兼は應永十七年に死んで、其子持氏が幼少で職を襲ぎ、犬懸家の上杉氏禪秀と號し、朝房の弟なる朝宗の子。が管領となつた。既にして禪秀は山内家の上杉憲基前管領憲定の子で、憲顯の曾孫である。と權を争うて中が善くない、たゞ公方持氏は禪秀の家人の罪科もなき者から、其所領を沒收したから、禪秀は其冤罪を憐み、赦免を請うたが、持氏が許さぬので、憤つて管領を辭した所、持氏は之を聽して、中の善くない憲基を管領に補した。是は應永二十二年五月の事である。此に於て禪秀の叛意が漸く動き、鎌倉は何となく物騒になつた。又京師に於ては將軍義持の弟義嗣は、その兄に代つて將軍たらんの野心を抱いて居り、さきに北畠滿雅の叛亂にも通謀せんとした程であるから、禪秀に謀反の企ありと聞いて、又此機會を利用して宿望を果さんとし、使者を關東に遣はして其意を

義嗣殺さる

通じ、且つ持氏の伯父滿隆をも此企に加擔せしめた。斯くて禪秀は持氏の弟持仲滿隆の養子及び滿隆を奉じて事を擧ぐる事となつたので、關東の諸族も之に應ずる者が甚だ多く、應永廿三年十月遂に持氏の館を襲うた。敵の勢の盛な爲に、持氏は鎌倉に居られずして駿河に逃れ、憲基は越後に走つた。併し將軍義持は之を聞いて援兵を遣はして禪秀を伐たしめ、且つ教書を下して東國北國の兵士を徵せしのみならず、憲基は越後から攻め上つたから、滿隆、持仲及び禪秀等は鶴岡の別當坊で自殺した。是より先き京都に於ては、義嗣が此叛亂に與つてゐる事が露顯して、義嗣は林光院に押し籠められ、後義持に殺された。

○兩上杉氏の系圖



幕府と鎌倉公方

義持の對鎌倉策

關東管領鎌倉公方は、其設置の主意から言へば、東國を管領して、幕府に東顧の憂なからしむべき筈のものであるに、氏滿の非望といひ、滿兼の陰謀といひ、孰れも却て幕府の一敵國たる觀があつた。然るに持氏の禪秀に破られて鎌倉を出奔するや、義持が持氏を援けて叛徒を平げしめたのは、大に持氏の爲に計つた様に見えるけれども、蓋し是は義持が自分の位置を安全にするの必要から起つたのである。彼の毎々義持を傾けんとして居る弟の義嗣が、また此叛亂に關係して居る事が、禪秀の擧兵と同時に應永二十三年十月二十日に露顯したからであつて、必ずしも持氏其者を庇護せんが爲の援軍ではない。されば叛亂の平いだ後に、義持は斯る叛亂が起る程に、關東の勢力の分裂して居るのを機會として、持氏を謀らんとする計畫をさへ立てた。禪秀が鎌倉で敗死した時、其子憲秋、教朝が京都に來て、鎌倉を討つて復讐したいと請うた所、義持

は其罪をも問はず、却て之を許した、蓋し鎌倉の管領家として勢望ある上杉氏を利用して、鎌倉討伐を遂行せんと企てたのであらう。さればこそ應永二十九年に憲秋教朝は關東に下向し、燒掠攻略所在を濫妨して復た京都に入り、翌年には鞍馬寺をして關東調伏の祈禱を行はしめた。然るに此計畫は大に持氏を怒らしめ、遂に鎌倉と幕府との間に一大衝突が起らんとした。そこで三十一年義持は度々僧昭西堂を鎌倉に遣はして持氏を諭さしめ、憲秋教朝をば幕府から黜けるといふ事で和議が整うた。要するに禪秀の亂に、義持が持氏を救うたといふ事は、元來離反して居つた京鎌倉を結び付けやうと思つての事でもなく、又結び付ける程の效力もなく、却て之が動機となつて、兩者は漸く根本的の衝突に近づいたのである。

義持は應永三十年に軍職を子義量に譲り、薙髮して政務を執つて居たが、將軍義量は在職三年にして早世したから、其後も義持の執政はなほ故の如くであつた。而して應永三十五年正長元年正月義持が薨じたが、義量の死後他に嗣子なく、諸弟も皆僧となつて居たので、薨去の前日に、管領畠山滿家等に遣

將軍義教と持氏

持氏憲實の衝突

命して、自分の臨終の後には、六條八幡宮京都足利氏代尊崇の社の神前で神圖しんずを引いて、繼嗣の事を決定せよと言つた。此に於て滿家等は遺命の如くにして、義持の弟なる僧義圓を還俗させ、之を奉じて將軍となした。即ち義教將軍である。然るに鎌倉公方の持氏は、是亦其父祖の如く自ら入つて將軍たらんの野心があつたから、義教の襲職には大不平を懷き、事毎に義教に對して驕慢であつたのみならず、兵を擧げて京都を犯さん事をさへ企つるに至つたから、義教も亦之に對する備をした。駿河の守護今川範政をその國に下し、甲斐の前守護武田信重が四國に隱居せるを召し上せて、地を駿河に與へ、又關東の諸大名にも教書を下して用意する所あらしめたなどは、その一端である。斯く義教の就職すると共に、京都鎌倉の衝突は切迫したが、鎌倉の執事の上杉憲實が持氏を諫めたので、未だ破裂するには至らない。

然れども兩者の關係は甚だ穩かならぬ。永享四年に將軍義教が富士山遊覽と稱して駿河に下つたのも、武威を關東に觀めさんが爲であつて、單に遊覽の意味を以て行つたのではなく、同六年には駿河の守護今川範忠から、持

永享の亂

氏謀反の企を幕府に注進した事もあつたが、義教からは屢上杉憲實をして持氏を諭さしめ、憲實は常に持氏を諫めて居たので、持氏は大に憲實を憚つて居た。永享十年に持氏は其子賢王丸を元服せしめんとした。従前の例では、斯る時には使者を京都に送つて、將軍の名の一字を申し請けるのに、持氏は父祖以來の先例を用ゐず、遠祖義家の故事に倣ひて、鶴岡八幡宮の社前に於て元服せしめ、義久と命名した。此時にも憲實は持氏を諫めたけれども、持氏は之を聴かざるのみならず、諸將の參賀に託して兵を徴し、憲實の來り賀するを俟ちて之を殺さうと謀つた。併し憲實は早く之を知つたから、病と稱して自ら行かなかつたけれども、持氏と憲實との間が遂に危くなつた。千葉胤直や上杉持朝等は、持氏を諫めて和解せしめようとしたが、持氏が何としても聽き入れず、憲實を誅せんとしたから、憲實は上野に走りて事を京都の幕府に報告し、持氏は武州府中の高安寺に出陣して、憲實を伐たんとした。永享十年八月

今までは進んで事を起さうとはせざりし義教も、此に至りては遂に關東

持氏父子の死

を征するに決し朝廷に奏請して給旨を得、且つ將軍の御教書をも副へ、上杉禪秀の子持房を大將として東下せしめ、今川範忠、武田信重等をして持氏追討の兵を出さしめた。鎌倉勢は之を防いだけれども、軍屢利あらず、三浦時高、千葉胤直等が京都軍に應じた爲に、鎌倉勢は敗北し、持氏は髪を剃りて和を請うた。憲實は使者を京師に遣はし、持氏の死を宥め、義久をして職を襲がしめん事を請うたけれども、義教は之を許さず、持氏父子及び叔父満定等を殺した。永享十一年二月 此時持氏の二子春王安王は日光山に遁れたが、後結城氏朝に依りて恢復を圖つた。氏朝は之を迎へて兵を擧げ、上野の諸將新田、田中、佐野等が蜂起して之に應じたから、義教は上杉憲實、上杉清方等をして氏朝を討たしめた。憲實は之を辭したけれども、聽されずして東征し、清方は東軍を督して結城城を攻めた。城が堅固で久しく陥らなかつたが、城内に貳心を挟む者ができて城は陥り、氏朝以下の一族將士は多く戦死し、氏朝の末子成朝は常陸に走り、春王安王は捕へられて美濃に殺された。嘉吉元年五月 かくて鎌倉の足利氏は滅亡して、關東の政權は上杉氏に移つた。

第四十一章 室町幕府の衰頹

探題の無力と九州の分裂

幕府の威令は關東に及ばざりしが如く、亦西國にも行はれない。義満の治世の初から、幕府の勢力を代表して九州に臨んでゐた今川貞世が、應永二年に探題を罷められて後は、澁川滿頼其子義俊が相繼いで探題となつたが、探題府の威令は九州の諸族に届かない。少貳大友菊池阿蘇島津等の諸豪族は、夫々勝手次第に兵を動かして、自家の勢力を展べんとしつゝあつた。義持の季年に澁川義俊は少貳大友に逐はれて京師に逃げ還つたから、將軍義教襲職の年に、澁川滿直が探題となつたが、唯名のみ者たるに過ぎない。當時大内盛見は周防長門豊前筑前の守護を帯び、勢力を九州に張らんとして、少貳大友等と争うて居たが、永享三年に盛見は大友持直少貳滿貞と戦つて敗死し、大内の一族は九州の分國から逐はれて、大友少貳の勢力が九州を壓するに至つた。此に於て盛見の弟持世は其勢を恢復せんことを務め、幕府も亦中國九州の諸族を持世に協力せしめて、大友少貳の勢を挫かしめた。よつて持

將軍義教の對大名策

世は勢を得て、永享五年少貳滿貞を筑前に攻めて之を殺し、大友持直を豊後に伐つて之を走らしたから、大内氏は復た勢を振うた。併し持直はやがて豊後を恢復して大内氏と戦ひ、少貳氏の臣下は滿貞の子嘉頼を奉じて大内氏に當り、戦争已む時なく、九州探題は何の勢力もなく、幕府の威令は益九州に届かなくなつた。

尾大不掉は足利幕府の足利幕府たる所以で、諸大名の跋扈は、代を換へ年を経るに従つて、益増長する状態に移り行くのであつた。此間に立つた將軍義教は、力の限り之を匡濟せんことを務めた。義教が鎌倉を討ちて之を滅ぼすの果斷に出でたのも、幕府に反抗する所の一勢力を除くが爲であつた。又幕府の命を受けて、大和の越智氏を征せる若狭の守護一色義貫、及び伊勢の守護土岐持頼が謀叛の時に、義教は武田信榮及び細川成之等に命じて彼等を殺さしめて、其領地を將士に分與したのも、永享十三年大名の勢力を削つて、其跋扈を抑制せんが爲であつた。義教は又同一の目的を以て赤松氏の勢を殺がんとしたが、豪強の跋扈は制し易からず、此度は却て其身の禍を買うに至

嘉吉の變

つた

抑も赤松氏は尊氏舉兵の際より、則村が之を助けて功が多かつたので、攝津・因幡・播磨・美作・備前の守護職に補したが、則村は其三子・範資・貞範・則祐に之を分領せしめた。而して第三子なる則祐が赤松氏の總領として本宗を繼ぎ、其子・義則も亦屢功を立て、封を子・滿祐に傳へた。然るに則祐の兄・貞範の子なる顯則一の第七子・持貞は、將軍・義持に寵せられて勢があり、既に備前・美作等を領して居たのに、更に義持に乞ひ、滿祐の所領をも得て總領職たらんことを希望し、義持も之を許さんとした。此に於て滿祐は大に怒り、播磨に歸りて白旗城に據つた。義持は山名・滿熙・一色・義貫等を討手の大將として、滿祐を伐たしめたが、諸將は平生持貞の驕恣を悪んで居たので、却て持貞の無禮を訴へて、命に應ずる者がなかつたから、義持はやむなく滿祐を許して持貞に死を賜うた。應永三年今や義教が將軍となるに及んで、又持貞の兄なる滿貞の子・貞村を寵したが、義教は滿祐の權を分たん爲に、其所領を割いて貞村に與へた。永享二年此年には一色・義貫及び土岐・持頼も義教の爲に殺されたから、

滿祐の義教弑逆

義勝將軍

將軍義政の世

滿祐は禍の其身に及ばん事を恐れて居たが、明くれば嘉吉元年、かの持氏の二子・春王安王が殺されて、關東が平定したにより、其祝儀の爲に、滿祐は義教を自邸に招いて、饗宴の際に之を弑した。嘉吉元年六月かくて滿祐は自分の邸宅を焼きて播磨に歸り、足利直冬の孫の僧・義尊を奉じて、幕軍の來攻に備へた。京都にては管領・細川持之等が相議して、義教の長子・義勝の僅に八歳なるを立て、將軍となし、朝廷に奏請して、滿祐追討の論旨を得、細川成之・赤松貞村・武田信賢・山名持豊等の諸將は、滿祐を白旗城に攻めて之を殺した。是に於て赤松氏が亡び、其領地は戦功の諸將に分たれた。嘉吉元年八月所謂嘉吉の變である。

○赤松氏系圖



幼弱なる將軍・義勝は在職二年で早世したので、弟の義政が八歳で將軍職を襲いだ。幕府は此頃に至つて、甚しく衰弊に傾いたのである。凡諸國の大名

大名の武家
役満納

が各廣大なる領國に據つて居るのに、幕府の威令が之に及ばなければ、其財政上にも大なる影響が来る。義満が北山第を造らんとして、諸國の大名に命じて土木に役せしめた時、大内義弘が「吾士以弓矢爲業而已、不可役于土木」と言つた。其頃でも有力なる大名が、各其金庫を鎖して幕府の差課に應じなかつた事の一斑を知ることが出来よう。まして幕府の威力の衰ふるに隨つて諸國の大名小名が、幕府に納入すべき公納の役米、即ち定例の武家役なるものも、決して規定通りに輸納せられなんだ事は推知するに難からぬ。加之幕府が諸國に有する直轄の領地が餘り廣からざるに、飲宴に、遊覽に、造營に、服飾に、奢侈の風は年を逐うて増長して行くから、幕府は常に財用の不足を感ぜざるを得ぬ。そこで段錢、棟別等の如き段別戸別に徴する税を諸國に課し、又商賣上の利益を獲得すること多き近畿の酒戸、土倉屋からは、酒戸税、土倉税倉を徴收した。義政の世に至つては、幕府の威令の行はれぬと共に、將軍家の収入は大に減じて、奢侈は却て愈募る。是が爲に諸税の徴收が益重きを加へた。足利幕府の暴政として有名なる徳政は、義教襲職の年正長の八月に、京

増税

徳政と其沿革

都・江州・五畿内に布かれたが、義政の時には此令を發すること前後十三回の多きに及んだ。徳政は王朝時代には庸調の未進欠負を免除して、貧民を賑救する仁政を意味したものであつたが、後漸くその趣旨を失つて、賣買貸借を無勘定ならしむる事を命ずる所の政令を意味するものとなつたのである。而して斯る政令の布かれたのは、當時疲弊した貧民が、酒屋や質屋から債務を負ひつゝ、之を辨濟する事のできぬ者が多かつたから、富民の債權を弃捐せしめて小民を救ひ、福利を平均せしめるといふ事が、此政令の發布せらるる根本の理由であつたらうに、其意味も亦變じてしまつて、將軍家の驕奢や、幕府被官の輩の婆娑羅を競ふが爲に、財産を富豪に典質して融通を得た、其米金の返濟を取消す爲に、屢斯る政令を發布して、貸借關係を無勘定に了らしめんとしたといふに至つては、其暴政に驚かざるを得ない。

義政の初は、細川勝元・畠山持國が代る／＼管領となつて、幕府の政を行ひ、管領以下各私門を肥やすに力めて居たが、義政は長ずるに及びて、酒宴遊興淫樂を事とし、政道の亂雜であつた事は、應仁記の「亂前御晴之事」の條を見た

其二

ならば、思半に過ぐるであらう。されば熊谷某が之を悲しみ、目安狀を奉つて之を諫めた事があつた所が、義政は之を怒り、其諫むる所は一として道に違はないが、其司にあらずして諫言を納るゝは、狼藉なりといつて、其所領を沒收したとも傳へられてゐる。長祿寛正の交、水旱打續いて、飢餓に迫りて斃死する者が夥しかつた時にも、義政は屢工役を興して、其母の爲に建築した高倉御所の腰障子は、一間に二萬錢を費したといふ説も傳はつてゐる。後花園天皇が、殘民爭採首陽薇、處々閉爐鎖竹扉、詩興吟酸春二月、滿城紅綠爲誰肥といふ御製を義政に賜ひ、彼が庶民の塗炭に苦しむをも顧みずして、奢侈に耽つて居るのを諷せられた事は、人のよく知る所であらう。又窮民が所々に蜂起して、德政を強請し、或は酒戸を焼き、或は土倉を襲ひ、或は寺院を犯して、亂暴狼藉を極めた事も屢であつた。

應仁記の記

應仁記の文は次の如くである。應仁の亂は衰廢の分水嶺であるから、何事も其亂の前と後とで格段の差があるので、是を亂前亂後と分ける。御晴といふのは、盛大な儀式の義である。其、亂前御晴之事の文に曰く、
 尊氏將軍の七代目の將軍義政公の、天下の成敗を有道の管領に不任、只御臺所

婦人政事に
關し、寵臣
事と執つて
賞罰錯亂す

公武奢侈を
好み、下民愁
苦し

利己主義の
世

時儀觀興遊
樂相踵ぐ

或は香樹院、或は春日局など云、理非をも辨へざる、公事政道をも知り給はざる青女房、比丘尼達の計ひとして、酒宴娯樂の紛れに申沙汰せられ、亦伊勢守貞親や、鹿苑院の隆涼軒などい評定せられければ、今まで最負に慕つて論人に申し與ふべき所領をも、又賄賂に耽る訴人に理を付け、又奉行所より本、主安堵を給はれば、御臺所より恩賞に行はる。如此の錯亂せし間、畠山の兩家(義就、政長)も文安元年甲子より今年に至るまで二十四年の間に、互に勸道を蒙る事三ヶ度、赦免せらるゝ事三ヶ度に及ぶ、何の不義なく、又何の忠もなし、依之京童諺に、勸道に科なく、赦免に忠なしと笑ひける。又武衛(新渡)兩家(義敏、義廉)わづかに二十年の中に、改動せらるゝ事兩度も、是皆伊勢守貞親、色を好み姪着し最負せし故也。加之大亂の起るべき瑞相にや、公家武家共に大に移り、都鄙遠境の人民まで花麗を好み、諸家大營、萬民の弊言語道斷也。依之萬民憂悲苦惱して、夏の世の民が桀王之妄惡を恨んで、此日何か亡ん、我爾と俱に亡んと謳ひしが如し、若し此時忠臣あらば、などか不奉諫之哉、然れども只天下は破れば破れ、世間は滅びば滅び、人はともあれ、我身さへ富貴ならば、他より一段榮榮様に振舞んと成行けり。去れば若し五六年の間一度の時儀さへ、由々數諸家の大儀なるに、此間打續き九ヶ度まで執行はれける。先一番に將軍家の大將の御拜賀結構、二番に寛正五年三月觀世が河原猿樂、三番に同年七月後土御門院の御即位、四番に同六年三月花頂、若王子、大原野の花見の會、五番に同八月八幡の上廻、六番に同年九月

租税重くして諸國の人民皆流涙す

徳政頻々

下剋上の世の中

春日御社參、七番に同十二月大嘗會、八番に文正元年三月伊勢御參宮、九番に花の御幸也。去れば花御覽の結構は、百味を以て百果をつくり、御前の御相伴衆の筋をば金を以て之をのべ、御供衆の筋をば沈を以て之を削り、金を以て逆鱗口なかく、如此面々粧をのみ刷はんと奔走せしまま、皆所領を質に置き、財寶を沽却して之を勤む。諸國の士民に課役をかけ、段錢・棟別を課費すれば、國々名主百姓は耕作をしえず、田畠をすて、乞食し、足手に任て闕へ行く。萬邦の郷里村縣は、大半は郊原と成にけり。嗚呼、鹿苑院殿(義滿)の御代に、倉役四季にかゝり、普廣院殿(義教)の御代に成、一年に十二度かゝりける。當代(義政)臨時の倉役とて、大嘗會の有りし十一月は九ヶ度、十二月八ヶ度也。又彼借錢を破らんとて、前代未聞の徳政と云事を、此御代に十三ヶ度まで行はれければ、倉方も地下方へ皆絶えてけり。

第四十二章 東西の戦亂

幕府の政權は表面だけのもので、其主宰たる將軍家が強大なる大名に制せられてゐる事は上に述べた所であつたが、又大名も多くは其老臣宿將に制せられ、權力は次第に下に移つて所謂下剋上の勢をなし、従つて封建社會

欠

租税重くして諸國の人民皆流涙す

徳政頻々

下剋上の世の中

春日御社參、七番に同十二月大嘗會、八番に文正元年三月伊勢御參宮、九番に花の御幸也。去れば花御覽の結構は、百味を以て百果をつくり、御前の御相伴衆の筋なば金を以て之をのべ、御供衆の筋なば沈を以て之を削り、金を以て逆鰯口をかく、如此面々粧々のみ刷はん^{カイツク}と奔走せしま、皆所領を質に置き、財寶を沽却して之を勤む。諸國の士民に課役をかけ、段錢・棟別を課責すれば、國々名主百姓は耕作をしえず、田島をすて、乞食し、足手に任て闊へ行く。萬邦の郷里村縣は、大半は郊原と成にけり。嗚呼鹿苑院殿(義滿)の御代に、倉役四季にかゝり、普廣院殿(義教)の御代に成、一年に十二度かゝりける。當代(義政)臨時の倉役とて、大嘗會の有りし十一月は九ヶ度、十二月八ヶ度也。又彼借錢を破らんとて、前代未聞の徳政と云事を、此御代に十三ヶ度まで行はれければ、倉方も地下方へ皆絶えはてけり。

第四十二章 東西の戦亂

幕府の政權は表面だけのもので、其主宰たる將軍家が強大なる大名に制せられてゐる事は上に述べた所であつたが、又大名も多くは其老臣宿將に制せられ、權力は次第に下に移つて所謂下剋上の勢をなし、従つて封建社會

欠

欠

義種の復職と
大内義興の管領

二 前將軍義種は、去る明應二年越中に走つて後、北國の兵を催して近江に入り、叡山の衆徒を與力せしめて京都を攻めんとしたが、義澄に破られて周防に走り、大内義興の政弘に依りて、折もあらば再び京都に入つて軍職に就かんとして居た。九年然るに三好の反對黨が細川高國を奉じて京都を攻めんとするや、彼等はまた義種を迎へんとしたから、大内義興は京都に力を展べる時節到来と喜んで、義種を奉じて永正四年の十一月に周防を發し、翌年四月入洛して、既に義澄及び澄元等を走らしたる高國等に迎へられた。是に於て義種は再び軍職に就き、其家にもあらざる大内義興が管領となつた。

細川兩家の争

細川澄元は三好之長と共に近江に落ち、機を見て京都を恢復せんとし、前將軍義澄も近江にありて再び軍職に就くべき氣運を待つて居た。そこで澄元及び三好之長等は永正六年に京都を攻めんとしたが、細川高國及び大内義興等の軍の敵し難きを見て四國に走り、義澄はなほ近江に在りて六角高頼に依つて居たが、高頼は同族京極清高と争ひ、且つ高國、義興等の勸によりて款を義種に通するが如き形跡があつたから、彼は高頼の許を去りて播磨

義澄の薨去

に赴き、更に赤松義村に依つた。永正八年澄元が四國から東上して京都を恢復せんとするや、赤松義村は義澄を奉じて澄元に應じたが、澄元は高國・義興等に破られて再び四國に走り、義澄は近江に逃れて薨去した。永正八年八月義興は去る永正五年義植を奉じて上洛してより、細川高國と共に將軍義植を輔け且つ澄元・高國の兩細川の争の間に立ちて高國を助けて居たが、京都に在ること前後十一年にして費用漸く給せず、且つ出雲の守護尼子經久が周防を侵さんとしたから、義興は京都を去りて國に歸り、高國が代つて管領となつた。永正十年澄元は機乗すべしとなし、三好之長等と共に四國の味方を催して高國を京都に攻めんとしたから、高國は之を攝津に防いだ。軍利あらずして近江に奔り、義植は京都に居残つた。併し高國は程なく六角定頼等の援を得て京都に攻め入り、澄元の兵を破つて之を殺したから、澄元は阿波に逃れて間もなく病死した。永正十年七月かくて高國が獨り權を恣にしたので、義植は之と不和になつて、大永元年淡路に走り、因て島公方と云ふ。後阿波に移つて薨じた。永大三年四月。

義興の歸國

義植阿波に薨す

細川高國の將軍擁立

義晴將軍

三好之長との争

將軍義植が淡路に走つた後、高國は前將軍義澄の長子義晴を迎へて將軍とした。義澄に二子あり、長子義晴は近江にゐた時に生んだ子で、義澄が播磨に赴くに及んで之を赤松義村に託した。次子義維は播磨に於て生んだ子で之を細川澄元に託したが、此に至りて高國は義晴を擁立したのである。而して三好之長が殺され、澄元が死んで後も、阿波に於ては之長の子元長が澄元の子晴元及び義晴の弟義維を擁して居たから、細川家の争は尙止むべくもない。高國は將軍義晴を擁して、名のみ幕府を代表し、一族細川尹賢及び香西光重が其下に在つて事を用ゐて居たが、尹賢は光重と不和になつて光重を高國に讒したので、高國は之を信じて光重を殺した。光重の兄波多野備前守及び弟柳本賢治は之を聞いて大に怒り、阿波の三好氏を誘うて高國を伐たしめんとした。そこで三好元長は年少なる義維及び晴元を奉じて東上したから、高國は諸族の來援を求めたが、軍利あらずして叡山の坂本に奔つた。そして三好・柳本等と戦うて京都を争うたが志を得ず、將軍義晴と共に近江に逃れた。享祿元年。この後も高國は近江の兩佐々木氏六角や越前の朝倉氏等の

細川晴元と三好長慶

援を得て、京都を恢復せんと謀つたけれども、遂に志を得ず、播磨に到りて、赤松氏の臣、浦上則宗の援助を得て、晴元の軍と戦つたが、遂に軍敗れて、尼崎に自及した。享祿四年

久しい間分裂して相争うて居た細川家は、高國の敗死によりて分争者の一方が仆れたけれども、原來主人よりは被官の輩が各勝手にふるまつて居るのであるから、細川家の騒動は容易に終局を見るに至らない。初め柳本賢治は細川高國に反抗せん爲に三好元長と提携したが、既にして元長と善からず、元長が晴元と高國との和睦を謀つた事に關して、元長を晴元に讒したから、元長は阿波に歸つた。かくて賢治は一時權を專にして居たけれども、其後暗殺せられたので、やがて晴元は元長を召し還した。享祿四年此にまた元長の從弟政長は元長と權を争ひ、元長を晴元に讒した。元長は原來晴元に憚られてゐた上に、晴元の怒りを蒙る事があつたから、元長は剃髮して罪を謝したが許されず、晴元の寵臣木澤長政は一向宗の宗徒の力を以て元長を攻めて敗死せしめた。天文元年かくて三好家に於ては、元長の長子範長後に長慶といふが父

三好長慶の權勢

義輝將軍

義晴薨去

の後を受け、家宰松永久秀が之を輔けて居たが、範長は晴元、政長に對して父の怨みがあるから、天文八年兵を擧げて晴元、政長を襲はんとし、晴元、政長も兵を集めて之に備へたけれども、將軍義晴は六角定頼をして兩黨を和解せしめた。其後天文十二年には細川高國の養子氏綱が、其黨與を率ゐて泉州堺を侵したから、範長は晴元を援けて之を伐ち、十五年にも氏綱黨の勢が京畿に盛であつたから、範長は晴元の命を受けて之を伐つた。既にして範長は又政長と和せず、互に城守して相争うた時、晴元は政長を援けたので、範長は遊佐長教等と兵を合せて、晴元、政長に抗し、近江の六角定頼は晴元を助けた。其結果は範長方の勝利となり、政長は江口に敗死し、晴元は丹波に走つた。是に於て範長の權は京都に振び、晴元はやがて丹波から上洛したけれども、京都を恢復するの望なく、義晴父子是より先き天文十五年十二月、將軍義晴を奉じて坂本に奔り、八年、天文十義晴は天文十九年近江の穴太に薨じた。二十一年將軍義輝及び晴元は、六角義賢の調停によりて範長と和し、其結果義輝は入洛し、晴元は剃髮した。是に於て細川氏は全く三好氏の勢力に壓せられ、範長は京

三好長慶の死
と松永久秀の
専横

攝の間に在りて洛中畿内南海の事を掌り、其家老の松永久秀は京都に在りて事を行ふ事となつた。

晴元長慶の
死去

義榮將軍
三好三人
衆と松永黨

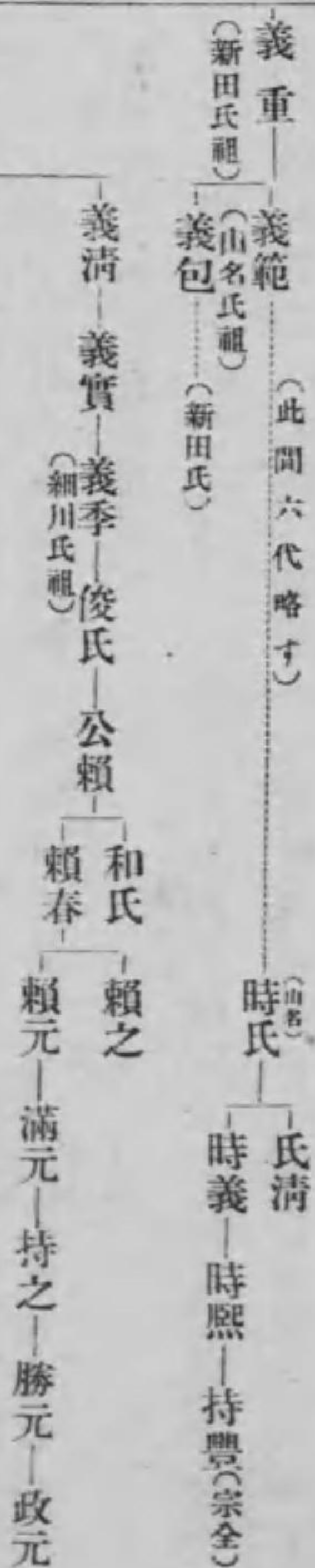
天文二十一年細川晴元は一旦三好範長と和睦はしたものの、其後も兩者の争は尙已まない。永祿元年晴元は京都を恢復せんとし、近江の朽木谷を出でて坂本に陣し、六角義賢が之を援けた。かくて晴元黨の軍は屢三好の軍と戦うて京都を争うたが、遂に三好の勢力に抗敵する事が出来ず、晴元は六角義賢の勧めによりて和を範長に求め、範長も之を許して攝津富田の普門寺に住せしめたが、永祿四年後彼地に死し、永祿六年細川氏に代りて權を專にして居た。範長も翌七年に死んだ。是より三好氏の權勢は更に其家宰の松永久秀に移り、久秀は永祿八年三好の三人衆三好政康、同長、遠及、石成、友通の三人にに將軍義輝を室町邸に襲うて之を弑した。是に於て義輝の叔父義維の子義榮が阿波から迎へられて主となつたが、是より三好の三人衆の黨が義榮を擁して松永黨と争ひ、東大寺の大佛殿もこれが爲に兵火に罹つた。永祿十年斯く三好範長の死後は松永久秀が代りて權を專にし、且つ三好黨と争うて居た。

義昭將軍

が、是より先き將軍義輝の弑せられた時、其弟義昭初の名は義秋は近江に走り、京都に入らん事を六角氏に頼んで志を得ず、更に越前に下りて朝倉氏に依つたが亦志を得ない。此時織田信長の勢力が美濃尾張に振へる際であつたから、遂に信長を頼みて之に依り、信長はやがて義昭を奉じて西上し、三好松永の黨を討ち平げた。その時將軍義榮は薨じたから、信長は義昭を將軍に擁立した。永祿十一年併し其義昭も、數年にして信長に逐はれたから、彼は足利氏最後の將軍であつた。

○足利氏及其一族の系圖

源義家—義國—



朝廷の御衰微

應仁文明の頃から、幕府の衰亡は年々に迫り來つて、將軍の居所すらも定



後土御門天皇の崩御

後柏原天皇

後奈良天皇

まらざるが如き有様であつたから、義隆以後の將軍に至りては、其以前の將軍のやうに、一時たりとも花御所に榮花の夢を貪るなどの出来ざるは勿論將軍義隆の如きは、其御臺所が懐妊しても産所を設くる費用がなく、之を大名の進献に待たなければならぬが如き状態であつたのである。而して朝廷は足利幕府と合體して、公武の區別もなかつた程であるから、今や足利氏の疲弊が此の如く甚しきに至つては、朝廷も亦之と共に著しく衰へざるを得なくなつた。されば明應九年九月後土御門天皇の崩御ありし時には、費用納まらず、靈柩を黒戸に納め奉ること四十餘日にして、始めて泉涌寺に奉葬した。皇子勝仁親王が父帝の後を受けさせられても、即ち後柏原天皇又費用に乏しくして即位の大禮を行ふに由なく、屢幕府に費用献納の勅を下されても、其效なくして、荏苒二十餘年を経過した。其中に前内大臣藤原實隆が本願寺の僧光兼如實に説いて献納せしめたので、大永元年始めて大禮を行ふ事を得た。天皇は其後五年にして崩御あり、朝廷よりは御葬送並に新帝後奈良天皇御踐祚の費用として十萬疋の進献を幕府に要求せられたけれども、幕府に於てはた

正親町天皇

だ六萬疋を奉るべしとの事であつたから、御喪禮のみに止め置かんと議もあつたが、幕府は遂に八萬疋の献上をなした。併し即位の儀式はなほ久しく行はれず、其後天文四年に至りて大内義隆が二十萬疋を献じ、今川氏輝北條氏綱朝倉孝景等も亦各献上するに至りて、翌五年に即位の禮を行はせられた。後奈良天皇は弘治三年九月に崩じて、正親町天皇が御踐祚あらせられたが、此度は毛利元就が費用を献じたによつて、永祿三年に即位の大禮を行はせられた。實に後奈良天皇の前後に於ては、皇室の衰微其極に達し、宮闕の荒廢も甚しく、内裏の築地は破れ果て、内侍所の御燈明の光が三條の橋の上より見える程であつた。又紫宸殿の御庭の右近の橋の下には煎茶を商ふ商人あり、雜人の出入も自由であつたらしい。又銀包などに百人一首伊勢物語などいふ札をつけて、清涼殿の御簾に結びつけ、日を経て參れば、所望の書き物は宸筆に染めさせられて簾外に差し出だされてあつたといふ事である。是より先き應仁の大亂に京都が戰の巷となり、公卿は亂を避けて諸國に離散し、一條兼良は南都に下り、其子教房は土佐に逃れ、三條公敦は周防に赴い

公卿の零落

た、かゝる類も少からずあつた。残り留つたる公卿も、概ね所領を失つたから窮乏殊に甚しく、冬も装束がなくて裸體に蚊帳を纏うて面會を求むる人に逢うたといふ公家衆もあれば、關白料とて袋を洛中に配つて米を集めたといふ攝家もあるに至つた。

第四十四章 群雄割據の世

關東の政治の中心であつた鎌倉府が、康正の初に名實共に亡び、中央の統治機關であつた室町幕府も、應仁文明以後全く政治的能力を失ひ、將軍の居所すら定まらざる有様であつたから、是まで多年の間勢を養ひ來つた諸國諸豪の獨立運動が、愈著しく國家社會の表面に顯はれた。従つて國民の活動すべき幾多の政治的、經濟的中心が各地に簇出し、而して是等の中心が容易に固定せずして集散離合したから、天下は潰裂して殆ど統一する所がなかつたのは、實に應仁亂の前後から織田信長の勃興に至るまで、約百年許りの間の趨勢で、此時代を群雄割據の世とも戰國時代とも稱するのである。

國民の活動と
潰裂の天下

關東の紛亂

古河堀越の兩公方が對立してから、關東の混亂は一層甚しくなつた。文明三年三月古河公方成氏は堀越公方政知を伊豆に攻めたから、其五月には上杉顯定が其將長尾景信景信をして成氏を古河城に攻めしめた。景信は古河城を陥れて成氏を千葉に走らし、城は一時上杉の手に收められたが、翌年に成氏は其黨與の援けを得て古河城を恢復した。この長尾景信は山内上杉氏の家宰として權力が強く、其家の重きをなしてゐたが、景信の歿して後、其子景春は事によつて、主の上杉顯定に叛いて成氏に黨した。是に於て扇谷上杉定正は顯定を助けて之に抗し、武相の地方には兩上杉と成氏黨との争亂が相踵いた。文明十年成氏が上杉顯定と和して後も、景春はなほ引き續いて上杉氏に對抗して居たが、文明十二年扇谷上杉の家宰太田持資持資が景春の據守せる鉢形城を奪ふに及びて、景春は抵抗力を失うた。併し上杉氏の敵たる成氏は景春の勢力が衰ふれば、兩上杉相互の勢力争が表面に顯はるゝ事となり、山内上杉顯定は扇谷家の勢力を殺がんとして、太田道灌を定正に讒した所、其讒效を奏して文明十八年道灌は定正に殺された。是より兩上杉は各其黨

兩上杉相互の争

北條氏の崛起

與を率ゐて武相の間に相争ひ、明應三年に定正が戰死して後は、其養子朝良が扇谷家を繼いで、なほ山内家との争ひを續けて居た。斯く潰裂紛亂が續いてゐる間に、嘗て門閥を以て勢力のあつた者は大抵自ら衰頽して、是等の舊勢力に代るべき新勢力が興起した。而して其新勢力は次第に統合的の形勢を造つた。伊勢長氏の如きは實に此形勢を促進した優勝者の一人である。

北條氏の崛起

伊勢新九郎長氏後に早雲と號す。は伊勢の人で、駿河の今川氏に仕へて其客將となつて居たが、延徳三年堀越公方政知が其子茶々丸に弑せられた時、長氏は政知の仇を報ずるを名として、伊豆に攻め入り、茶々丸を堀越御所に襲ひて之を殺し、是より韭山を本據として伊豆を經略し、北條を以て其氏とした。やがて相摸にも勢力を及ぼして、明應三年には小田原城を取り、又屢甲斐に攻め入つて武田氏と争ひ、尋で三浦氏をも滅ぼして、伊豆相摸の大半を併合した。永正十六年長氏が伊豆の韭山城に卒して後は、子氏綱が父の後を受けて新勢力を關東に布殖するに力めた。初め長氏が關東經略の時には、兩上杉氏の争の間に立ちて屢扇谷の上杉を援けて居たが、氏綱は大永四年扇谷の上

北條氏綱

古河公方の末路

杉朝興朝長の子を武藏に攻めて江戸城を奪つた。此の如く新興の北條氏の勢力が盛なる時に當り、兩總及び安房には、義實以來勢力を蓄へ來つた里見氏が割據してゐたが、今や上杉氏が微弱になつて、北條氏が勢力を武藏にも及ぼさうとしたから、遂に里見北條兩氏の衝突は起らざるを得ない。茲に古河公方成氏が去る明應六年に卒して後に、子政氏、孫高基が父祖の跡を嗣ぎ、名のみは鎌倉公方の名跡を承け續いたもの、政氏、高基父子の間の争もあり、高基は又其弟義明とも不和であつたから、兩總の豪族の義明を助けて自家の利益を計る者は、義明を下總の小弓に奉じて小弓御所と稱した時に里見義實の孫實堯も亦義明を助けて小弓御所の名を利用し、大永六年海を渡りて相摸に侵入したが、實堯の軍は却て北條氏綱に破られた。既にして高基の子晴氏は、氏綱の女を娶りて北條氏と結合したが、小弓御所義明は里見氏等の後援があつて、其勢が盛であつたから、晴氏は氏綱をして義明を圖らしめた。是に於て天文七年義明は里見實堯の子義堯と共に下總の鴻臺に陣し、北條氏綱は軍を下總に進めて之を攻めた。里見氏の軍は敗れて義明は戰歿し、

小弓御所

鴻臺の戦

北條氏康

兩總の地も亦北條氏に屬するに至つた。氏綱は天文十年に卒し、子氏康が家を繼いだ。が、同十四年山内上杉憲政は其勢力を恢復せんとし、駿河の今川氏と謀を通じて川越城を圍み、古河公方晴氏も亦憲政を助けた。氏康は今川氏をして憲政に應ずることなからしめ、自ら川越城を救うて晴氏憲政を走らした。天文二十年憲政は又氏康と戦うて敗れ、上野の平井城を棄て、越後に奔つた。此の如くにして關東の覇權は小田原の北條氏に歸した。

川越の戦

○北條氏の系圖

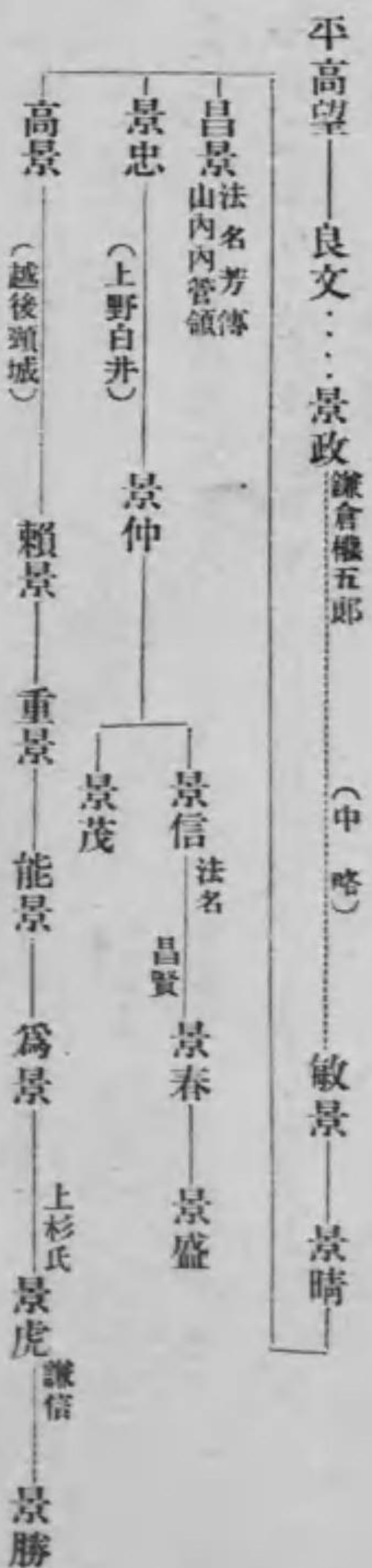
長氏——氏綱——氏康——氏政——氏直

關東の上杉氏が失脚したと共に、越後の上杉氏も家運が傾いた。永正の初越後の主たる者は上杉房能であつたが、其實權は家宰長尾爲景に取られたから、房能は之を除かんとして却て爲景に殺され、爲景は名義だけの主君として上杉氏の一族定實を擁立した。山内上杉顯定は之を聞き、越後に赴き爲景と戦うて之を越中に走らし、顯定が暫く越後の事を執り行うて居た。併し爲景は其後顯定を攻めて之を敗死せしめたから、是より越後は専ら長尾

越後の上杉氏
長尾爲景

氏の制する所となつた爲景の死後、季子景虎が父の跡を繼いで越後、越中の
 經略に力めた。天文二十年山内上杉憲政が北條氏康に破られて越後に來る
 や、景虎は其讓を受けて上杉氏を名乗り、且つ關東管領と稱した。景虎は又京
 都に上りて將軍義輝に謁し、其名の一字を賜はつて名を輝虎と改めた。入道
謙信と景虎は兵略に長じ、屢兵を關東に出して北條氏康と戦ひ、又甲斐の武
 田晴信とも勝負を争うてゐた。

○長尾氏の系圖



甲斐の武田逸見の兩氏は共に源義光の後裔で、累代の豪族であつた。上杉
 禪秀の亂に武田氏が禪秀に黨したたので、逸見氏は持氏に請うて武田の所領

甲斐の武田氏

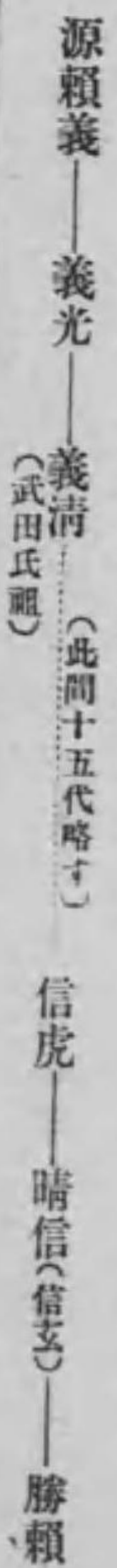
輝虎入道謙
信

武田信虎

晴信入道信
玄

をも併合せんとした。是より武田逸見の兩氏の争ひとなつたが、逸見氏は衰
 へて武田氏がその國の勢力を獨占し、武田信虎の時には府中を居城として、
 殆ど國內を一統した。信虎は大永享祿より天文年間に互りて、屢北條今川と
 争ひ、又屢信濃を略取せんとするに力めたが、信虎は暴行多くして國人の人
 望を失ひ、天文十年甲斐を去つて駿河の今川氏に依る事となつた。そこで信
 虎の子晴信入道して信玄といふ。が家を繼ぎ、諏訪氏を滅ぼして益信濃を侵略した。か
 ら、千曲川の上流域を領せる村上義清は、越後に走つて上杉長尾景虎に依り、天
二十二年小笠原氏の領する南信濃の地も、晴信に併合せられてしまつた。武田氏
 が信濃を併呑したる上は、勢これと境を接する越後の上杉氏との衝突は免
 れ難い。そこで天文二十四年治元弘には甲越の兩雄晴信、景虎が各兵を川中
 島に出し、七月より十月まで對陣したる後に馬入となり、永祿四年にも兩雄
 が川中島に戦ひ、越軍は利を失うて打死を遂げた者が多かつた。

○武田氏の系圖



土岐頼藝

岐頼藝を逐ひ出したから、頼藝は尾張に來た。信秀、之を助けて、天文十三年、秀龍を稻葉城に攻めたが、克てない。併し同十七年に、又美濃に侵入した時には、信秀は秀龍の女を子の信長に妻はす事を約して和睦し、頼藝を美濃に納れて其城を恢復せしめた。抑も美濃は世々土岐氏の領國であつたが、土岐政房が死後、山城の商人西村勘九郎といふ者、政房の子頼藝に取り入つて重用せられ、遂に頼藝に勸めて其兄頼盛を逐ひ出し、又尋で頼藝をも逐ひ、自ら美濃の守護代なる齋藤姓を名乗つて齋藤秀龍と稱したのである。入道して、道秀龍は前述の如く織田信秀と和して、一旦頼藝を納れたけれども、再び之を逐うて勢を美濃に振うたのである。

齋藤道三の素性

近江の兩佐々木氏

近江は兩佐々木即ち京極六角二氏の分國であつて、京極氏は北部を領し、六角氏は南部を領して居た。將軍義政の在世中に、六角高頼が勢を此地に張つて幕府の命令に従はないから、將軍義尙が自ら近江に下りて高頼を征伐した事は既に述べた。其後細川澄元、同高國が權を京都に争うた時に、屢引いて援となさんとしたのも、將軍義植及び義晴が依頼したのも、高頼であつた。

六角は南部京極は北部を領す

淺井亮政

是等の事實は江州の南部に於ける六角氏の勢力が強盛であつた事を證明するものであるが、之に反して北部の京極氏は、同族間の争の爲に疲弊したるのみならず、六角氏からも壓迫を蒙つた。京極高清は六角高頼の子、定頼と戦つて、六角氏の侵地を恢復した事もあつたけれども、實際の勢力は家臣淺井亮政の手に歸し、淺井氏が湖北を制するに至つた。亮政は越前の朝倉氏の力を藉りて六角氏と争ひ、且益其主家なる京極氏の勢を殺いで遂に之を滅ぼした。

越前の朝倉氏

朝倉敏景

越前は尾張と共に管領斯波家の領國であつたが、斯波家が分裂した爲に守護代の朝倉氏が權を擅にするに至つた事は、尾張に於ける織田氏と同様であつた。應仁文明の間、斯波義敏が同義廉と家督を争うた時、朝倉敏景は其主義敏に請うて越前の守護となつてから、越前は朝倉氏の制する所となつた。群雄割據の時代に於て、北陸地方に暴威を振うた者は一向宗一揆であつたが、それが此地方に起つたのも、越前に於ける斯波家の時代が終つて、朝倉氏が新勢力として現はれた頃からである。

一向宗一揆

一向宗の兩派

蓮如

吉崎道場

初め一向宗の開祖親鸞は、後堀河天皇の嘉祿元年、下野の高田に専修阿彌陀寺を創建し、其後京都に歸りて、龜山天皇の弘長二年に入寂した。其門弟等は、墳墓の地なる大谷に一寺を立て、久遠實成阿彌陀本願寺と名づけた。是が親鸞の死後、一向宗が大谷本願寺派と高田専修寺派との兩派に分れた。始めである。かくて南北朝の頃、本願寺を中心とする一向宗徒と、叡山の僧徒との間には屢争があつたが、本願寺八代の主に兼壽蓮如上人が出で、辯才ありて説教に長じ、諸國の男女の歸依を得て、一向宗が著しく興隆した時、叡山の僧徒は之を憎みて大谷の本願寺を攻め、火を堂宇に放つて焼き拂つた。蓮如は京都を遁れて越前に赴き、朝倉敏景に請うて同國吉崎ヨシキの地に道場を建立した。實に文明三年の事である。斯る事よりして本願寺派の勢力が北國に盛になると共に、既に北陸の地に多くの信徒を有して居た高田派と、本願寺派との争が烈しくなり、富樫氏の領國なる加賀に於ては、双方が互に干戈を動かして相争ふに至つた。而して富樫政親は本願寺の勢力を挫かんとして、其鎮壓に力を用ゐた所、長享二年彼等は能登越中等の信者を募つて政親を高田城

加賀の富樫氏の滅亡

一揆越前に破る

に攻め、城陥りて政親は自殺した。此勢に乗じて本願寺一揆は高田派の寺に攻め入りて其宗徒を改宗せしめ、且つ高田派の寺院を焼却したから、加賀一國は本願寺一揆の領する所となつた。是より加賀の一揆は益々暴威に募り、徒黨を結びて頻りに越中能登を攻め従へ、更に進んで越前をも略取せんとし、永正三年大軍を催して越前に侵入した。越前に於ては一揆の仇敵なる高田派が其黨を集めて一揆の侵入に備へ、守護朝倉貞景も亦朝倉教景同景職をして之を討たしめたので、一揆の勢は始めて敗れた。かくて吉崎道場以下國中の本願寺の寺院は悉く破却せられ、門徒類業は追放せられたから、加賀能登越中の三州を破竹の勢で略取した一揆も、越前に於ては朝倉氏の爲に暴威を逞しくすることを得なう。さりながら此後も北陸には一向一揆の勢は尙熾んで、能登の北畠氏、越前の朝倉氏等は其對抗に苦しんで居た。

○本願寺の系圖

親鸞(此間六代畧す) 兼壽(蓮如) 光兼(實如) 光教(證如) 光佐(顯如) 光壽(教如) 光昭(准如)

奥羽及び近畿の形勢

一向宗一揆

法華一揆

京畿以東に於ける群雄割據の形勢は、大略右の如くであるが、なほ奥羽地方には、伊達、最上、南部、大崎、蘆名の諸氏を始めとし、幾多の豪族が所在に割據して、各領土の爭奪を事として居た。近畿に於ては、既に述べた如く、將軍家も管領家の細川氏も皆衰へ、三好、松永等が權勢を京都に争ひ、本願寺一揆の兇徒は此地方にも熾んであつて、或は興福寺の衆徒、筒井順興等と戦ひて、燒討掠奪等を行ひ、元年或は法華宗徒とも争うて、山科の本願寺を燒かれ、或は石山今のに籠城して、此時の本願寺主は、蓮如の孫な細川晴元と争うた。二年河内には、畠山政長の後なる畠山氏の一家があつて、屢京都の政争に關係し、北畠氏は南伊勢を根據として、其近傍に勢力を展べんとし、北伊勢には關、工藤等の諸族が相争うて居た。

中國に於ては、山名氏が衰へ、赤松氏も亦衰へて、赤松氏の領内には、備前の浦上氏以下の諸族が、主家を壓して勢を得、浦上氏の家臣なる宇喜多氏も亦頭を擡げて來た。併し中國に於て最も強盛なる者は、山陰に興つた尼子氏と、山陽の大内氏とであつた。

中國諸豪の盛衰

尼子氏の勃興

尼子氏は京極氏の一族で、京極の領國なる出雲の守護代であつたが、經久に至りて出雲を吞み、伯耆、因幡を併せて、山陰に於ける強大國となつた。尙又南の方安藝をも圍らんとして、此地の一部を領せる武田氏甲斐武田の支族、歴代銀山(今安佐郡)に治す、文永天文の交に武田元繁其子光和等があつた。を我が勢力の下に結びつけたから、同じく安藝に發展せんとする大内義隆が、天文十年に武田氏を銀山城カネヤマに攻めた事もあつた。尋で義隆は尼子氏を征せんとして出雲に侵入したけれども、却て尼子晴久經久の孫に破られて軍を班へした。

大内氏の領土は中國及び九州に跨り、石見、安藝、周防、長門、筑前、豊前を併領して、當時最も富強なる大名の一つであつた。大内義興は少貳政資を筑前に攻めて、太宰府を奪ひ、且つ政資及び其子高經を肥前に敗死せしめ、又大友義有と豊前に戦うて之を破り、永正四年には足利義植を奉じて京都に入り、事を執ること十一年にして周防に歸つた。享祿元年義興没して後は、子義隆家を嗣ぎ、東は安藝の毛利氏を服せしめて、尼子氏の南下を妨げ、且屢毛利氏を助けて、尼子氏と争ひ、西は少貳資元が筑前を侵略せんとしたのを擊破して、

大内氏の強盛

大内義興

大内義隆

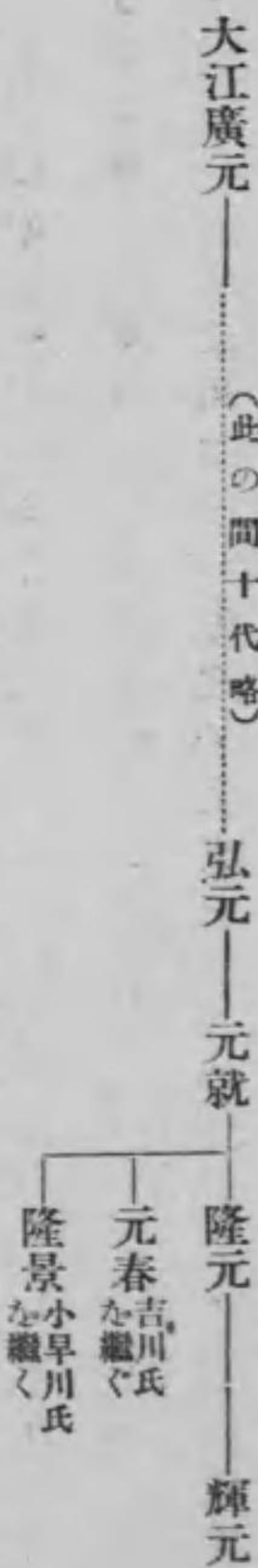
陶晴賢の叛

其勢力を肥前にも及ぼした。此の如く大内氏は中國に雄視し、周防山口の繁榮は京都に亞ぐ、有様であつた。しかし、義隆は累世の富強に誇つて華奢風流の弊習に染み、文藝を重んじて諸書の開板大内版とて今も傳はる。などをなしたけれども、武道を輕んじ、佞好なる相良武任を寵用し、尼子氏や少貳氏と戦つて、屢武功を立てた老臣陶晴賢初め隆房を疎んじたから、將士は却て武任を惡みて晴賢に親む者が多かつた。晴賢は武任と中惡しく、且、義隆に疎んせられたので、遂に義隆を除いて自ら權を擅にせんとし、天文二十年不意に兵を擧げて義隆を襲うた。義隆は周防を遁れて長門に奔り、深川の大寧寺に晴賢の軍を禦いただけども、戰敗れて主従多く自殺した。此に於て晴賢は豊後から大友義鎮の弟義長を迎へて大内家を嗣がしめ、自ら防長・豊筑を領して其勢を張らうとした。此時安藝に毛利元就吉田城主があり、義隆の在世中、大内氏に服屬したが、其二子元春、隆景はそれ〴〵安藝の名家である吉川・小早川の兩家を嗣いだので、毛利氏は是等の諸族をも併せて、藝備の間に雄視してゐたから、今度大内の弔合戦して陶氏を滅ぼさんとし、弘治元年嚴島の一戦に、晴賢の大

嚴島の戦

軍を破つて晴賢を自殺せしめ、又周防に侵入して大内義長を殺した。是に於て大内氏も陶氏も共に亡びて、毛利氏が大内氏に代りて中國の強大國となつた。是より毛利氏は屢石見に侵入して尼子氏を攻め、永祿九年には富田城を陥れて尼子義久を降し、又屢豊前及び筑前に於て大友氏とも戦うた。

○毛利氏の系圖



九州の形勢
大友氏

九州に於ては、豊後に大友氏ありて雄を鎮西に張り、豊前を略取せんことを務めたから、大内・大友兩氏の間屢戦争があつた。陶晴賢が大内氏を滅ぼし、毛利氏が陶氏を倒して大内氏に代るに及んでは、又毛利氏と衝突した。大友義鎮義鑑の子、入道して宗麟といふ。は尼子義久に通じて毛利氏を撃たんとしたので、毛利・大友兩氏の軍が豊前に戦つたのを、將軍義輝が兩者を和解せしめた事もあつた。永祿七年大友氏と相並んで九州の豪族であつた少貳氏は漸く衰へて、領

龍造寺氏

内の諸族が相争うた、中にも龍造寺隆信の勢力が最も盛であつて、屢少貳冬尙資元と戦ひ終に之を殺した。是に於て隆信の勢力は肥前に振ひ、龍造寺氏が九州に於ける新勢力となつて現はれた。肥後の名族であつた菊池氏も亦衰へて、屢大友氏の攻伐を蒙り、其領土は殆ど大友氏に略有せられてしまつた。島津貴久は薩摩大隅の舊領に據りて九州の南部に雄視し、勢力を日向にも及ぼしたから、此地を領して居た伊東氏との争は絶えなかつた。此の如くにして大友龍造寺及び島津の三氏は九州に於ける三大勢力となつたのである。

島津氏

四國の形勢

土佐の長曾我部氏

四國に於ては、阿波及び讃岐は淡路と共に管領家なる細川氏の領國であつたが、前に述べた如く、細川氏が分裂して勢力を失つてから、其領内には阿波の三好氏を初として、其他の諸族が分立するに至つた。伊豫には河野氏あり、土佐には長曾我部、安藝一條等の諸族があつた。天文永祿の間土佐に勢力のあつた者は、長曾我部氏と一條の兩氏であつて、長曾我部氏は國親及び其子元親の代にかけて、土佐の東部に勢力を振ひ、一條氏は土佐の國司として

一條氏

應仁の大亂に、一條兼良の子教房が京都を去つて土佐に來り、其西部を經略するに於て、其子孫が土佐の諸族に奉ぜられて國司となつた。 其西部を經略するに務めた。併し其後長曾我部元親が益勢力を得て、遂に四國の大部分を併呑するに至つた。

統一の傾向と世運の進歩

以上述ぶる所の如く、足利氏の季世には、多年の積勢進發して、天下は潰裂紛亂の状態に陥り、諸國に割據せる幾多の豪族が、夫々政治的に經濟的に一個の中心を形づくり、國民は其周圍に活動したから、全體の上に於て何等統一の認むべき者はない。又元寇以來外國との關係は、引き続き存在して居たけれども、それは主として通商上の平和なる交通であつたから、國民の統合を促進すべき刺激とはならなかつた。然れども分裂潰亂の一面には、自らの統一の傾向を生じた時期たる事をも認めねばならぬ。何となれば舊家名族が次第に衰へて、新興の勢力が多く現はれると共に、足利末世の小大名は次第に大大名に併呑せられ、其大大名は各其封疆を鎮して各政治的に獨立して居たから、自然治民の術を考へ、其領内を治むるに必要な法度を立てた。例へば武田信玄の百箇條、北條早雲の廿一箇條、大内家の壁書、長曾我部元親

小統合

法度の制定

國産開發

あ

富力の増進

の百箇條、朝倉敏景の十七箇條の如きがそれである。又諸大名が各其國の富強を計つた所から、長尾氏は佐渡の金礦を掘り、武田氏は甲斐の金礦を採り、毛利氏は石見の銀山を開いた事の如きは等閑視すべからざる者である。又是等諸大名の占據せる城下の地は、北條氏の小田原や、大内氏の山口に見るが如く、頗る繁昌せる市邑の現出によつて、國民の富力が諸國共に増進した事を考へれば、戦争己むことなき戰國の時代に於ても、我が國運は以前に比して一層進歩したる時期に達した事を認めねばならぬ。而して此進歩せる時期に生まれ、此氣運を利用して、これを統一するに大功のあつた者は織田豊臣の兩氏であつた。それは卷をかへて徐ろに述ぶるであらう。

日本史講話上卷終

210.1
H13
(1)

終

